

# 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領

林 野 庁 長 官 通 知  
平成 28 年 1 月 20 日 付 け 27 林 整 計 第 237 号  
最終改正：令和 5 年 11 月 29 日 付 け 5 林 整 計 第 604 号

## 第 1 趣旨

合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策の実施については、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付等要綱（平成 28 年 1 月 20 日 付 け 27 林 整 計 第 232 号 農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知。以下「交付要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによるものとする。

## 第 2 事業の内容

合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策は、次の各号により掲げる事業（以下「交付金事業」という。）により構成されるものとする。

- (1) 国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業（以下「合板製材事業」という。）
  - (2) 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策交付金事業（以下「花粉削減事業」という。）
- 2 前項各号に定める事業内容の事業種目及び工種又は区分は別表 1 のとおりとし、その補助対象経費については別表 2 のとおりとする。

## 第 3 体質強化・花粉削減計画等

### 1 体質強化・花粉削減計画

- (1) 都道府県知事は、交付要綱第 5 の規定に基づき、様式 1 により体質強化・花粉削減計画を作成し、様式 2 により林野庁長官（沖縄県知事にあつては、内閣府沖縄総合事務局長。以下「林野庁長官等」という。）に申請し、その承認を受けるものとする。

なお、体質強化・花粉削減計画の対象区域が複数の都道府県にまたがる場合は、当該都道府県知事の連名により作成、申請するものとする。

- (2) 体質強化・花粉削減計画の目標を定める指標（以下「目標指標」という。）は、体質強化・花粉削減計画に位置付けられた木材加工流通施設ごとに別表 3 の指標のガイドラインに基づき記載する。
- (3) 体質強化・花粉削減計画の重要な変更は、第 1 号に基づき作成する体質強化・花粉削減計画の計画事項のうち次のいずれかに該当する場合とし、第 1 号の規定を準用するものとする。
  - ア 交付金事業に要する経費の総額の 30% を超える増減
  - イ 事業実施期間の変更
  - ウ 目標指標の変更又は追加
  - エ 木材加工流通施設等の変更又は追加
  - オ 国際競争力強化計画（木材加工流通施設における競争力強化のための生産性向上の取組について定めたもの）の変更又は追加
  - カ 再編計画（地域における木材産業関連事業者が連携して集積・品目転換するなど木材産業の合理化の内容を取りまとめたもの）の変更又は追加

- キ 輸出促進計画（木材加工流通施設における輸出促進を図る取組について定めたもの）の変更又は追加
  - ク 供給力増大計画（木材加工流通施設における木材不足・価格高騰への対応に係る取組について定めたもの）の変更又は追加
  - ケ 木材製品供給力強化計画（木材加工流通施設における木材製品の供給力の強化を図る取組について定めたもの）の変更又は追加
  - コ 原木安定供給計画（供給力・体質強化計画に参画する木材加工流通施設へ原木を安定的に供給する取組について定めたもの）参画事業実施主体の変更又は追加
  - サ 特用林産物省エネルギー化施設等整備計画（特用林産物生産施設における省エネルギー化等を図る取組について定めたもの）参画事業実施主体の変更又は追加
  - シ 木質バイオマスエネルギー転換促進計画（木質バイオマスエネルギーへの転換に係る取組について定めたもの）の変更又は追加
- (4) 体質強化・花粉削減計画の軽微な変更は、前号に規定する重要な変更以外の変更とし、その報告は、様式1により変更した体質強化・花粉削減計画を作成し、様式2により林野庁長官等に報告するものとする。
- (5) 都道府県知事は、体質強化・花粉削減計画の作成（第3号及び第4号に基づき行う変更を含む。）に当たって、原木の需要と供給との調整や事業の円滑な実施のための調整等を行うことが必要な場合にあつては、交付金事業を実施する地域の市町村、森林組合等の林業事業体、木材加工業者等から構成される地域連絡会議を設置することができる。また、地域連絡会議を開催すること等により、交付金事業を実施する森林組合等の林業事業体、木材加工業者等との連携を確保するものとする。

## 2 都道府県年度事業計画

- (1) 都道府県知事は、交付要綱第5の規定に基づき、毎年度、交付金事業の開始前に、体質強化・花粉削減計画を踏まえて、様式3により都道府県年度事業計画を作成し、林野庁長官等の承認を受けるものとする。
- (2) 都道府県年度事業計画の目標を定める指標（以下「個別指標」という。）は、事業実施主体もしくは事業を実施する都道府県ごとに別表3の指標のガイドラインに基づき記載する。
- (3) 都道府県年度事業計画の重要な変更は、(1)に基づき作成する都道府県年度事業計画の計画事項のうち、別表1の第1のメニュー①欄における1から4まで及び第2のメニュー①欄における1から4までに掲げる事業に要する交付金事業費（国庫）のそれぞれの総額の30%を越える増減に該当する場合とし、様式3により変更した都道府県年度事業計画を作成し、林野庁長官等の承認を受けるものとする。
- (4) 都道府県年度事業計画の軽微な変更は(3)に規定する重要な変更以外のものとし、その報告は、様式3により変更した都道府県年度事業計画を作成し、林野庁長官等に報告するものとする。ただし、別表1の第1のメニュー①欄の3のうちメニュー②欄における1から3及び第2のメニュー①欄の2のうちメニュー②欄における1、2に掲げる事業は除く。
- (5) (1)、(3)及び(4)の規定にかかわらず、都道府県知事が、別表1の第

1のメニュー①欄における1の事業を実施する場合にあつては、(1)に定める林野庁長官等の承認を要しないものとする。

#### 第4 事業の実施

- 1 第3の体質強化・花粉削減計画に基づいて、それぞれの事業実施主体が所要の手続を経て実施するものとする。
- 2 交付金の交付申請、受領及び事業実施主体への交付並びに事業実施の指導監督に係る事務は、都道府県知事が行うものとする。

#### 第5 事業実施の報告

都道府県知事は、毎年6月末日までに、様式3により前年度に実施した交付金事業の実施結果を林野庁長官等に報告する。

#### 第6 体質強化・花粉削減計画の達成状況の報告等

- 1 都道府県知事は、体質強化・花粉削減計画に掲げた目標指標の達成状況について、当該目標の目標年度に調査し、様式4により、当該目標年度の翌年度の10月末日までに林野庁長官等に報告しなければならない。なお、市町村長及び事業実施主体は、都道府県知事が行う達成状況の調査等に協力しなければならない。
- 2 都道府県知事は、目標の達成状況が低調である場合には、中小企業診断士（中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第11条第1項の規定による登録を受けた者をいう。）等による経営指導、事業実施主体によるその要因の調査・分析、推進体制、施設の利用計画等の見直し等の目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画の作成を含む目標達成に向けた措置（以下「改善措置」という。）を実施し、その結果について様式5により林野庁長官等へ報告するものとする。ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等予測不能な事態の場合を除く。  
なお、目標の達成状況が低調である場合とは、目標年度において、体質強化・花粉削減計画の目標指標が70%未満となった場合とする。
- 3 都道府県知事は改善措置を実施した場合、改善措置を実施した年度の翌年度から起算して3年間、改善措置に対する体質強化・花粉削減計画の達成状況報告を様式4に準じて林野庁長官等へ報告するものとする。
- 4 都道府県知事は、改善措置を実施してもなお、目標の達成率が50%未満となった場合には、事業の中止又は条件を付した事業の継続の検討を行うものとし、その結果を林野庁長官等へ報告するものとする。
- 5 林野庁長官等は、前項の検討の結果、事業を継続する旨の報告を都道府県知事から受けた場合には、必要に応じて、事業の継続についての合理的な理由の有無につき審査し、理由がないと認められるときは、都道府県知事に対し、交付した交付金の全部又は一部の返還を求めるものとする。この場合、学識経験者等第三者の意見を聴取することができるものとする。
- 6 都道府県知事は、都道府県年度事業計画における事業実施予定に掲げた個別指標の達成状況について、第5に定める事業実施報告と併せて、次のとおり林野庁長官等に報告しなければならない。なお、市町村長及び事業実施主体は、都道府県知事が行う達成状況の調査その他必要と判断される事項（合板製材事業により整備した木材加工施設ごとの供給力・体質強化計画を踏まえて締結した木材安定取引協定等

に基づく原木の取引総量及び総額など)の調査等に協力しなければならない。

- (1) 目標年度は別表3に定めるとおり、事業完了年度又は事業完了の翌年度から起算して3年目(民間事業者による苗木増産の支援について、育苗に3年以上を要する場合は5年目)とする。
  - (2) 調査年度は、目標年度までの各年度とする。また、施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設に係る収支実績については、営業(実施)年度から起算して3年間調査する。
- 7 都道府県知事は、事業実施主体に対し次により事前評価及び事後評価を実施させるものとする。

(1) 事前評価

都道府県知事は、事業実施主体に対し、事業実施に係る交付決定を行うまでの段階において、費用対効果分析による事業効果の測定結果の報告を求めるものとする。

(2) 事後評価

都道府県知事は、事業実施主体に対し、都道府県年度事業計画における事業実施予定に掲げた目標年度において、事前評価を行った事業ごとに費用対効果分析による事業効果の測定結果の報告を求めるものとする。

## 第7 指導及び助言

林野庁長官等は、第6の1により都道府県知事から達成状況の報告を受けたときは、その内容を審査するとともに、体質強化・花粉削減計画に掲げた目標値の達成状況が低調である場合には、都道府県知事に対して改善措置等を求めるものとする。

## 第8 交付金交付決定前の着手

交付対象事業の着手(装置等の発注を含む。)は、原則として国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付要綱第8第1項の規定による交付決定の通知を受ける前に事業を実施する必要がある場合は、都道府県知事は、必要性を十分検討した上で、その理由を具体的に付して、様式6により林野庁長官等に提出することとする。

- 2 前項の規定により事業を実施する補助事業者は、当該事業に要する経費は、当該事業の実施後に交付決定を受けた範囲に限って補助の対象となり得るものであって、それ以外の経費は理由を問わず自らの負担となること及び当該事業の実施に伴い生じた損失は、その理由を問わず自らの責任となることを了知の上で実施するものとする。

## 第9 その他

内閣府沖縄総合事務局長は、第3第1項第1号、第3号及び第4号、第3第2項第1号、第3号及び第4号、第5、第6第1項から第4項まで及び第6項並びに第8に基づく報告等を受けた場合は、その写しを速やかに林野庁長官に送付するものとする。

## 附 則

この通知は、平成28年10月11日から施行するものとする。

#### 附 則

この通知は、平成 30 年 2 月 1 日から施行するものとする。

#### 附 則

- 1 この通知は、平成 31 年 2 月 7 日から施行するものとする。
- 2 この通知による改正前の通知の規定に基づき実施している事業については、第 6 の 3 を除き、なお従前の例によるものとする。

#### 附 則

- 1 この通知は、令和 2 年 1 月 30 日から施行するものとする。
- 2 この通知による改正前の通知の規定に基づき実施している事業については、第 3 の 2 の (2) 及び第 6 の 3 を除き、なお従前の例によるものとする。

#### 附 則

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものとする。
- 2 この通知による改正前の通知の規定に基づき実施している事業については、第 3 の 2 の (2) 及び第 6 の 3 並びに別表 2 の区分 I の 1 の (1)、2 の (3) のア、3 の (2) のアの (イ) 及び 4 の (1) のア並びに様式 2 を除き、なお従前の例によるものとする。

#### 附 則

- 1 この通知は、令和 3 年 1 月 28 日から施行するものとする。
- 2 この通知による改正前の本通知の規定に基づき実施している事業については、第 5 第 1 項並びに第 6 第 1 項及び第 3 項に基づく報告等を除き、なお従前の例によるものとする。

#### 附 則

- 1 この通知は、令和 3 年 12 月 20 日から施行するものとする。
- 2 この通知による改正前の本通知の規定に基づき実施している事業については、改正後の第 3 第 1 項及び第 2 項並びに第 6 第 1 項及び第 3 項の規定を除き、なお従前の例によるものとする。

#### 附 則

- 1 この通知は、令和 4 年 12 月 2 日から施行するものとする。
- 2 この通知による改正前の木材産業国際競争力強化対策実施要領（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 237 号林野庁長官通知）に基づき実施した事業については、改正後の第 6 の規定を除き、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この通知は、令和 5 年 11 月 29 日から施行するものとする。
- 2 この通知による改正前の本通知に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

別表 1

第 1 国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業（合板製材事業）

メニュー①	メニュー②	事業種目	工種又は区分①	工種又は区分②	工種又は区分③	工種又は区分④	呼称単位	
							A	B
1 体質強化・花粉削減計画の策定	1 体質強化・花粉削減計画の策定	1 体質強化・花粉削減計画の作成 その他事業実施のための調査等	・会議開催 ・事業実施に必要な調査・測量 ・計画のフォローアップ ・コンサルタント委託 ・その他	※具体名				式
2 木材産業の輸出促進・体質強化対策	1 木材加工流通施設等整備(大規模・高効率化)	1 木材加工流通施設整備	木材処理加工施設整備	木材製材施設装置	帯鋸盤 丸鋸盤 鉋仕上機械 選別機 チップパー チップ吹上装置 集じん装置 木材乾燥機 防虫・防腐施設 焼却炉 剥皮施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装 リングパーカ ツインバンドソー ギャングリッパー 上記機械装置で省人化・省力化(以下「省力化等」という)に資するもの その他	※具体名	棟 棟 箇所 箇所	台
	2 木材加工流通施設等整備(低コスト化)							式
	3 品目転換施設整備							式
	4 高度加工処理施設整備							式
	5 木材加工流通施設等整備(供給力強化)							式
				集成材加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 木工鋸盤 かんな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 木工旋盤 サンダー 木工工具研削盤 ジョインター 接着機械 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名		台
				合・単板加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 単板製造機械 単板乾燥装置 調板機械 接着機械 合板仕上・処理機械 ロータリーレース ドライヤー 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名		式
				プレカット加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 柱加工機 横架材加工機 仕口加工機 クロスカットソー 加工盤反転装置 角のみ盤 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名		台
				チップ加工施設装置	選別機 剥皮施設 チップパー チップ吹上装置 集じん装置 チップスクリーン 研磨機 作業用建物 チップサイロ 管理棟 貯木場整備新設 貯木場整備増設 貯木場改良・舗装 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名	棟 棟 箇所 箇所	台

木材加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 木工鋸盤 かんな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 サンダー 丸棒加工機 木工工具研削盤 ジョインター 接着機械 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名		台 台 台 台 台 台 台 台 台 —
木材材質高度化施設装置	木材乾燥機 防虫・防腐施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名	棟 棟 棟	基 式 ㎡ ㎡ ㎡ —
丸棒加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 丸棒加工機 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名		台 —
杭加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 杭加工機 結束機 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名		台 台 —
木材処理加工用機械	ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン 機械保管倉庫 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名	棟	台 台 台 台 ㎡ —
品質向上・物流拠点施設装置	木材乾燥機 木質資源利用ボイラー施設 木質バイオマス発電施設 モルダ グレーディングマシン 含水率計 マーキング装置 自動製品選別装置 作業用建物 管理棟 製品保管・配送施設 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名	棟 棟 棟	基 式 式 台 台 台 台 台 台 ㎡ ㎡ ㎡ —
新しい木材活用のための加工供給施設	グレーディングマシン 含水率計(設置型) モルダ マーキング装置 木材強度性能等計測装置 自動製品選別装置 木材注葉等処理施設 木材乾燥機 木質資源利用ボイラー施設 作業用建物 製品保管・配送施設 管理棟 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名	棟 棟 棟	台 台 台 台 台 式 式 基 式 ㎡ ㎡ ㎡ —
直交集成板加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 木工鋸盤 かんな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 木工旋盤 サンダー 木工工具研削盤 ジョインター 接着機械 プレス 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名		台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 —





3 原木の生産 基盤整備 ・低コスト 安定供給対策	1 間伐材生産	1 間伐材の生産	<p>不用木の除去（侵入竹を含む。）</p> <p>不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。）</p> <p>支障木やあばれ木等の伐倒 造材、集材、搬出集積、積込 その他付帯施設整備</p>				箇所 箇所	ha ha		
		2 里山林の整備	<p>不用木・被害木の除去（侵入竹を含む。）</p> <p>不良木・被害木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。）</p> <p>支障木やあばれ木等の伐倒 造材、集材、搬出集積、積込 その他付帯施設整備</p> <p>松枯れ又はナラ枯れ被害地においては、これらのほか、薬剤処理費、破砕費、地拵え費、苗木代、植付け費</p>				箇所 箇所 箇所 箇所 箇所	ha ha ha m3 ha		
		3 関連条件整備活動（1又は2と一体的に実施）	<p>対象森林の調査 森林所有者の同意取付け 森林作業道の整備 鳥獣害防止施設の整備 その他</p>				箇所 箇所 路線	ha ha m 式 —		
		2 路網整備・機能強化	1 林業専用道（規格相当）整備	<p>① 施設一体型以外</p> <p>② 施設一体型</p>	作設	<p>土工 路盤工 擁壁工 法面保護工 排水施設工</p>	ふとんかご工 種子吹付工 横断排水工 洗越工 その他		路線 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所	m m m m m m —
					補強	<p>その他</p> <p>路体強化 法面強化 排水施設工 幅員拡張 その他</p>	※具体名 ※具体名 ※具体名 ※具体名 ※具体名		箇所 箇所 箇所 箇所 箇所	m m m m —
					点検診断 調査設計 現場技術業務委託費 その他	※具体名		箇所	m 式 式 —	
			2 森林作業道整備	補強	作設	<p>土工 擁壁工 排水施設工</p>	ふとんかご工 丸太積土留工 横断排水工 洗越工 その他		路線 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所	m m m m m —
					補強	<p>土工 擁壁工 排水施設工 その他</p>	※具体名 ※具体名 ※具体名 その他		箇所 箇所 箇所 箇所	m m m —
					その他	※具体名		※具体名	—	
	3 機能強化	機能強化（単独型）	橋りょう改良 局部改良 雪害対策 ずい道改良 幅員拡張 のり面保全 交通安全施設 舗装及び路面工 調査設計 現場技術業務委託 その他		※具体名		橋 箇所 箇所 本 箇所 箇所 箇所 路線	m m m m m m m 式 式 —		
				関連条件整備活動（機能強化と一体的に実施）	<p>対象森林の調査 森林所有者の同意取付け その他</p>	※具体名	箇所 箇所	ha ha —		
		機能強化（一体型）	防護施設 交通安全施設 調査設計 現場技術業務委託 その他		※具体名		箇所 箇所	m m 式 式 —		
				関連条件整備活動（機能強化と一体的に実施）	<p>対象森林の調査 森林所有者の同意取付け その他</p>	※具体名	箇所 箇所	ha ha —		
					※具体名		箇所 箇所	—		
	5 航空レーザ計測	航空レーザ測量 既存航空レーザ測量成果の活用 路網計画基礎資料の作成 森林情報の解析 その他	※具体名			箇所 箇所	ha ha 式 式 —			

3 再造林の低コスト化	1 一貫作業システム	末木枝条の集材(主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。) 地拵え 苗木運搬 植栽				箇所	ha	
	2 低コスト造林	地拵え 苗木運搬 植栽				箇所	ha 本 本	
	3 下刈り	下刈り				箇所	ha	
	4 機械器具整備	機械器具の購入・貸借・運送料 その他	※具体名				式 —	
	5 関連条件整備活動(1又は2と一体的に実施)	対象森林の調査 森林所有者の同意取付け 再造林推進に向けた長期受委託契約や基金造成等の事務経費等 森林作業道の整備 鳥獣害防止施設の整備 その他	※具体名			箇所 箇所 箇所 路線	ha ha ha m 式 —	
4 高性能林業機械等の整備	1 林業機械の整備【素材生産型】	ハーベスタ ロングリーチハーベスタ プロセッサ フォワーダ タワーヤーダ スイングヤーダ フェラーパンチャ フェリングヘッド付きフォーク収納型グラップルバケット フォーク収納型グラップルバケット グラップルソー ロングリーチグラップル 架線式グラップルと油圧集材機とを組み合わせたシステム 林業用四輪駆動ダンプトラック 搬器 集材機 機械保管倉庫 その他	※具体名			棟	台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 式 台 台 台 m —	
	2 林業機械の整備【造林保育型】	下刈り作業車 その他	※具体名				台 —	
	3 通信環境等の整備	通信連絡施設 その他	※具体名				式 —	
	4 研修用機械の整備	技術訓練用機械器具 その他	※具体名				台 —	
4 燃油・資材の森林由来資源への転換対策	1 特用林産物省エネルギー化施設等整備	1 特用林産物生産施設等整備	特用林産物生産基盤整備	作業道等整備	作業道開設 作業道改良 モノレール その他	※具体名	路線 路線 基	m 箇所・m m —
				ほだ場等造成	ほだ場造成 給排水施設 その他	※具体名	箇所	m 式 —
			特用林産物生産施設	特用林産物生産施設装置	加温機 乾燥機 乾燥施設 ボイラー 断熱用設備 殺菌装置 照明装置 空調設備 選別機 浸水槽 人工ほだ場 フレーム 冷蔵施設 給水施設 懸垂式栽培装置 植菌機 チップパー かくはん機 菌床製造装置 充てん機 接種機 菌掻機 包装機 製品保管倉庫 作業用建物 培養用建物 発生用建物 資材保管倉庫 焼却炉 切断機 結束機 爆砕装置 その他	※具体名	箇所 棟 棟 棟 棟	台 台 式 台 式 式 式 台 基 m m 式 式 式 式 台 台 台 台 台 m m m m 基 台 台 式 —
		特用林産物生産用機械	林内作業車 フォークリフト ホイールローダー モノレール 生鮮物運搬車 機械保管倉庫 その他	※具体名	基 棟	台 台 台 m 台 m —		





合・単板加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 単板製造機械 単板乾燥装置 調板機械 接着機械 合板仕上・処理機械 ロータリーレース ドライヤー 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名		式 式 式 式 式 台 台 —
プレカット加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 柱加工機 横架材加工機 仕口加工機 クロスカットソー 加工盤反転装置 角のみ盤 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名		台 台 台 台 台 台 —
チップ加工施設装置	選別機 剥皮施設 チップパー チップ吹上装置 集じん装置 チップスクリーン 研磨機 作業用建物 チップサイロ 管理棟 貯木場整備新設 貯木場整備増設 貯木場改良・舗装 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名	棟 棟 箇所 箇所 箇所	台 式 台 式 式 台 台 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ —
木材加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 木工鋸盤 かんな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 サンダー 丸棒加工機 木工工具研削盤 ジョイントター 接着機械 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名		台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 —
木材材質高度化施設装置	木材乾燥機 防虫・防腐施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名	棟 棟	基 式 ㎡ ㎡ ㎡ —
丸棒加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 丸棒加工機 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名		台 — —
杭加工施設装置	(注) 木材製材施設装置のほか 杭加工機 結束機 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名		台 台 — —
木材処理加工用機械	ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン 機械保管倉庫 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名	棟	台 台 台 台 ㎡ — —
品質向上・物流拠点施設装置	木材乾燥機 木質資源利用ボイラー施設 木質バイオマス発電施設 モルダ グレーディングマシン 含水率計 マーキング装置 自動製品選別装置 作業用建物 管理棟 製品保管・配送施設 上記機械装置で省力化等に資するもの その他	※具体名 ※具体名	棟 棟	基 式 式 台 台 台 台 台 台 ㎡ ㎡ — —





2 低コスト造林等		1 一貫作業システム	末木枝条の集材(主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。) 地拵え 苗木運搬 植栽				箇所	ha	
		2 低コスト造林	地拵え 苗木運搬 植栽				箇所	ha 本 本	
		3 下刈り	下刈り				箇所	ha	
		4 機械器具整備	機械器具の購入・貸借・運送料 その他	※具体名				式	—
		5 関連条件整備活動 (1又は2と一体的に実施)	対象森林の調査 森林所有者の同意取付け 再造林推進に向けた長期受委託契約や基金造成等の事務経費等 森林作業道の整備 鳥獣害防止施設の整備 その他	※具体名				箇所 箇所 箇所 路線	ha ha ha m 式
3 高性能林業機械等の整備	高性能林業機械等の整備	林業機械の整備 【素材生産型】	ハーベスタ ロングリーチハーベスタ プロセッサ フォワーダ タワーヤーダ スイングヤーダ フェラーバンチャ フェリングヘッド付きフォーク収納型グラップルバケット フォーク収納型グラップルバケット グラップルソー ロングリーチグラップル 架線式グラップルと油圧集材機とを組み合わせたシステム 搬器 集材機 機械保管倉庫 その他	※具体名			棟	台 台 台 台 台 台 台 台 台 式 台 台 台 m —	
4 民間事業者による苗木増産の支援	民間事業者による苗木増産の支援	コンテナ苗生産基盤施設等整備	コンテナ苗生産基盤施設等	育苗施設 収納台 散水装置 散水タンク 苗木保冷庫 その他	※具体名		棟	m <sup>2</sup> 台 式 台 m <sup>2</sup> —	
			コンテナ苗生産機械器具	培土攪拌機 培土圧入機 苗抜取機 抜取機移動台車 種子選別機 その他	※具体名			台 台 台 台 台 —	
			コンテナ苗生産資材	コンテナ容器 培地 肥料 その他	※具体名			個 L L —	



別表 2

区分	補助対象経費
<p>I 国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業（合板製材事業費）</p>	<p>1 体質強化・花粉削減計画の策定            体質強化・花粉削減計画を策定するための地域連絡会議の開催のほか、事業実施のフォローアップのための委託事業の実施等に要する次の経費とする。なお、補助率については定額（10/10以内）とし、体質強化・花粉削減計画ごとに都道府県あたり500千円を上限とする。</p> <p>2 合板・製材・集成材国際競争力強化対策            （1）木材産業の輸出促進・体質強化対策            ①木材加工流通施設等整備（大規模・高効率化及び低コスト化）、品目転換施設整備及び高度加工処理施設整備のうち木材加工流通施設整備</p> <p>国庫充当率は1/2以内（沖縄県については2/3以内）とし、対象となる経費は、機械器具費、建物建築費、構築物設置費、土地整備費及び林業施設用地舗装工事費とする。</p> <p>ア 機械器具費</p> <div data-bbox="395 884 1050 1025"> </div> <p>事業雑費は、①本機及び付属機械器具の運送料並びに定置式機械の据付料、②車両購入に伴う自動車重量税、自動車税環境性能割及び自動車損害賠償責任保険料とする。            ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする。</p> <p>イ 建物建築費及び構築物設置費</p> <div data-bbox="320 1220 1452 1881"> </div> <p>a 工事費            純工事費及び諸経費とする。ただし、消費税相当額を含む。            (a) 純工事費            工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費とし、その内容は、次のとおりとする。</p>

- i 直接工事費  
 労務費、材料費、その他工事施工に直接必要な経費であって、共通仮設費以外のものとする。
- ii 共通仮設費  
 建物、工作物等の各種の直接工事に共通して必要となる次表に掲げる経費とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区 分	内 容
準備費	仮設路、仮橋、借地等に要する経費
仮設建物費	仮事務所、下小屋、倉庫等に要する経費
動力・用水・光熱費	動力、用水、光熱費等に要する経費
試験調査費	全般的な試験、調査等に要する経費
整理清掃費	全般的な整理、清掃、後片付け、養生等に要する経費
機械器具費	数種目に共通的な機械器具等に要する経費
運搬費	数種目に共通的な運搬又は共通仮設に伴う運搬に要する経費
その他	数種目に共通的なその他の仮設的経費

(b) 諸経費

- i 諸経費は、請負施工における請負人又は直接施工における事業実施主体が必要とする現場経費（現場管理上必要な労務管理費、租税公課、保険料、人件費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費及び雑費とし、共通仮設費に算入するものを除く。）とする。
- ii 諸経費の積算は、原則として現場経費及び一般管理費に区分して行うものとし、それぞれの純工事費に対する一定率（従来使用されている適切な率による。）以内とする。ただし、直接施工における事業実施主体の一般管理費等率については、利益相当率を除くものとする。

b 工事雑費

事業実施主体が事業の施工に伴い、直接必要とする次表に掲げる経費とし、その積算は、原則として工事費の3.5%を限度とし、事業の施工様態に応じて行うものとする。

区 分	内 容
報酬	用地交渉、土地物件等の評価及び登記事務
賃金	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）、ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
旅費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費
役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、公告料及び雑役務費
委託料	登記事務、測量等の委託料
使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料
備品購入費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事業用機械器具
公課費	

c 実施設計費

設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等の設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な経費とする。）とし、当該実施設計を委託する場合に限り補助の対象とするものとする。

なお、実施設計と併せて工事の監理を設計事務所等に委託する場合には、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

d 工事負担金

系統連携の際の電力工事負担金とする。

ウ 土地整備費及び林業施設用地舗装工事費

経費は、「森林整備保全事業設計積算要領」（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業標準歩掛」（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」（平成11年4月1日付け11林野計第134号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準」（平成11年4月1日付け11林野計第135号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準」（平成11年4月1日付け11林野計第136号林野庁長官通知）及び「森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準」（平成11年4月1日付け11林野計第137号林野庁長官通知）に準ずるものとする。

ただし、指導監督費、工事雑費及び事務雑費については、次のとおりとする。

(ア) 指導監督費は補助対象としないものとする。

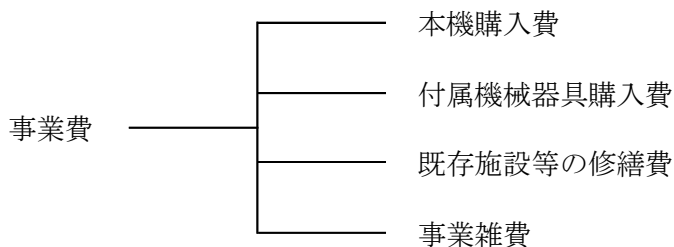
(イ) 工事雑費と事務雑費の合計は、事業費の3.5%以内とする。

(ウ) 工事雑費及び事務雑費で購入できる機械、器具及び備品類は原則として耐用年数が事業実施期間以内のものとする。

②木材加工流通施設等整備（供給力強化）のうち木材加工流通施設整備

2の(1)の①【国庫充当率・対象経費】に準ずる。

ア 機械器具費



既存施設等の修繕費は、新たな加工機械等の導入の際に、連動する既設の加工機械等の性能を安定・向上させるために行う部品交換や調整費用とする。

事業雑費は、①本機及び付属機械器具の運送料並びに定置式機械の据付料、②車両購入に伴う自動車重量税、自動車税環境性能割及び自動車損害賠償責任保険料とする。

ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする。

イ 建物建築費及び構築物設置費

2の(1)の①のイ【建物建築費及び構築物設置費】に準ずる。

ウ 土地整備費及び林業施設用地舗装工事費

2の(1)の①のウ【土地整備費及び林業施設用地舗装工事費】に準ずる。

③木材加工流通施設等整備（大規模・高効率化、低コスト化及び供給力強化）、品目転換施設整備及び高度加工処理施設整備のうちストックヤード整備

2の（1）の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。

④木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備・高度加工処理施設整備附帯事業

本附帯事業は2の（1）の①～③と一体的に実施するものとし、その総額は、事業実施主体ごとの事業費総額の1割以内とする。国費充当率は1／2以内とし、対象となる経費は事業を実施する上で追加的に必要となる次の経費とする。

ア 人件費

事業に直接従事する定数職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する職員を含み、本庁及び常設機関における管理又は監督の地位にある職員を除く。）及び会計年度任用職員に対する報酬、給料、職員手当等（退職手当を除く。）及びこれらの職員に係る地方公務員共済組合負担金又は社会保険料の事業主負担分とする。

イ 技術者給

技術を有する者（主任技師、技師、撮影技師等）の労賃とする。ただし、労賃支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含み、退職給与及び退職給与引当を含まないものとする。

また、技術者給の算定等に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によることとする。

ウ 賃金

アルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

エ 謝金

事業の推進を図るために開催する会議や研修等に参加する委員及び指導者等の謝金とする。

オ 旅費

技術者、アルバイト、技能者及び会議等に参加する委員並びに指導者等の旅費とする。

カ 需用費

消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費、資料購入費、修繕料等とする。

キ 役務費

通信運搬費、手数料等とする。

ク 委託料

資料作成、登記事務、測量・調査・調整、広告出稿料、コンサルタント等の委託料とする。

ケ 使用料及び賃借料

会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。

コ 備品・資機材購入費

事業の実施のために直接必要な備品・資機材購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）とする。

サ 原材料費

情報提供、研修会等に必要な原材料費とする。

(2) 原木の生産基盤・低コスト安定供給対策

①間伐材生産

間伐材の生産又は里山林の整備を実施するための定額の単価は、工種により都道府県知事が算定した標準単価及び間接費に国費充当率（1／2）を乗じて定めるものとする。

上記の標準単価及び間接費については、「森林環境保全整備事業実施要領」に準じて算出するものとし、本事業の搬出材積等の実績や地域の森林の状況を踏まえた上で、複数の搬出材積による定額の単価の設定を行うなど、事業の実態を反映させるものとする。

このほか、「森林整備保全事業設計積算要領」、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」、「森林環境保全事業標準歩掛」、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」、「森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準」、「森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準」及び「森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準」に準じて算出するものとする。

ただし、都道府県において、地域の実情を勘案し、新たな算定方法の必要がある場合はこの限りではない。

なお、間伐材等を搬出する際の積込経費及び原木仕分け経費についても、定額の単価に含めることができるものとする。

また、関連条件整備活動として行う対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等の経費については、事業実施主体が森林施業に着手する上で直接必要となる次の表に掲げる経費とし、都道府県知事が算定した標準単価に国費充当率（1／2）を乗じて、1ヘクタール当たり1万9千5百円（消費税相当分除く。）以内で定額単価を定めるものとする。

さらに、関連条件整備活動として行う森林作業道の整備については、②のイの森林作業道に準ずるものとし、鳥獣害防止施設等の整備等については、「森林環境保全整備事業実施要領」第5の4（2）に準じて標準単価を算定することができるものとし、この算定額に国費充当率（1／2）を乗じて定額単価を定めるものとする。

区 分	内 容
技術者給	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる技術を有する者（主任技師、技師等）の労賃。 技術者給の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によることとする。
賃 金	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
旅 費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、労災保険料、損害保険料、薬剤散布費、伐倒費等
委 託 料	資料作成、登記事務、測量・調査、広告出稿料等の委託料
使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。
備品・資機材購入費	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な備品・資機材（薬剤、鉋等）の購入費（ただし、机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）

## ②路網整備・機能強化

### ア 林業専用道（規格相当）の整備

林業専用道（規格相当）の整備を実施するために都道府県知事が定める定額の単価は、路線ごとに定めるものとする。

また、都道府県知事は、国費充当率（1/2定額）と都道府県負担も念頭に置きつつ定額の単価を設定するものとする。

ただし、国費助成額の上限については、土場等と一体的に整備するもの（以下「施設一体型」という。）及びそれ以外のものの別に、以下のとおりとする。

#### a 林業専用道（規格相当）（施設一体型以外）

都道府県ごとの林業専用道（規格相当）の開設箇所平均横断地山傾斜により、A区分（15度未満）は1メートル当たり平均3万2千円、B区分（15度以上25度未満）は1メートル当たり平均3万5千円、C区分（25度以上）は1メートル当たり平均3万8千円を、各区分の開設延長の合計に乗じた金額を合計した額を上限とする。

#### b 林業専用道（規格相当）（施設一体型）

都道府県ごとの林業専用道（規格相当）（施設一体型）の開設箇所平均横断地山傾斜により、A区分（15度未満）は1メートル当たり平均4万6千円、B区分（15度以上25度未満）は1メートル当たり平均4万9千円、C区分（25度以上）は1メートル当たり平均5万2千円を、各区分の開設延長の合計に乗じた金額を合計した額を上限とする。

a及びbの合計事業費の10パーセントを上限として林業専用道（規格相当）及び森林作業道の補強を行うことができるものとする。補強は、台風や豪雨などにより機能が低下していると認められる箇所等について、路体等の強度の向上や被害の拡大防止を図り、通行の安全を確保することなどを目的として実施する。林業専用道（規格相当）においては、都道府県知事が定める林業専用道の作設に関する指針等を踏まえ、路体強化、法面強化、排水施設工及び幅員拡張等の事業を行うことができるものとする。森林作業道においては、都道府県知事が定める森林作業道の作設に関する指針を踏まえ、土工、擁壁工及び排水施設工等の事業を行うことができるものとする。

また、a及びbの合計事業費の20パーセントを上限として、林道台帳に登載された、既設林道の橋梁、トンネル及びその他重要な施設を対象に、健全性や耐震性に係る点検診断を実施できるものとする。

林業専用道（規格相当）の整備に係る経費は、「森林整備保全事業設計積算要領」、「森林整備保全事業標準歩掛」、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」、「森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準」、「森林整備保全事業現場技術業務委託費実施要領」、「森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準」及び「森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準」に準ずるもののほか、林野庁が別途定めるもの等によることとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費は、次の（ア）から（ウ）までのとおりとする。

（ア）工事雑費は、事業実施のため現場事務所等において直接必要とする次表に掲げる経費とする。

区 分	内 容
賃金	日々雇用者賃金（雑役、事務及び技術補助員の賃金。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。）
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕料
役務費	通信運搬費、手数料
使用料及び賃借料	会議用会場、物品等の使用料及び賃借料並びに有料道路通行料

(イ) 事務雑費は、事業実施に直接必要とする次表に掲げる経費とする。

区 分	内 容
人件費	事業に直接従事する会計年度任用職員に対する報酬、給料、職員手当等（退職手当を除く。）及び当該職員に係る地方公務員共済組合負担金又は社会保険料の事業主負担分とする。
旅費	普通旅費、日額旅費
賃金	日々雇用者賃金（雑役、事務及び技術補助員の賃金。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。）
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料
役務費	通信運搬費、手数料
使用料及び賃借料	会議用会場、物品等の使用料及び賃借料並びに有料道路通行料

(ウ) 工事雑費及び事務雑費の額については、次に定めるところにより各路線ごとにその事業費を区分し、それぞれの区分に対応する率を乗じて得た額の合計額の範囲内とする。

a 都道府県が事業実施主体の場合（工事雑費・事務雑費併せて）

3,000万円までの額		1,000分の80
3,000万円を超え	5,000万円までの額	1,000分の65
5,000万円を超え	1億円までの額	1,000分の45
1億円を超え	3億円までの額	1,000分の35
3億円を超え	10億円までの額	1,000分の25
10億円を超え	20億円までの額	1,000分の20
20億円を超え	30億円までの額	1,000分の10
30億円を超える額		1,000分の5

b a以外の者が事業実施主体の場合（工事雑費・事務雑費併せて）

3,000万円までの額		1,000分の80
3,000万円を超え	5,000万円までの額	1,000分の65
5,000万円を超え	1億円までの額	1,000分の45
1億円を超え	3億円までの額	1,000分の35
3億円を超え	5億円までの額	1,000分の20
5億円を超え	10億円までの額	1,000分の10
10億円を超える額		1,000分の5

## イ 森林作業道の整備

森林作業道の整備を実施するために都道府県知事が定める定額の単価は、路線ごとに定めるものとする。

また、都道府県知事は、国費充当率（1／2定額）と森林整備事業における都道府県負担を念頭に置きつつ定額の単価を設定するものとする。

ただし、国費助成額は、都道府県ごとの森林作業道の開設延長の合計に1メートル当たり平均2千円を上限とする金額を乗じた金額とする。なお、上記の定額の単価の範囲内で、森林作業道の補強の経費を含めることができるものとする。既設の森林作業道の補強について、ア【森林作業道の補強】に準ずる。

森林作業道の整備に係る経費、指導監督費、工事雑費及び事務雑費について、アの（ア）【工事雑費】及び（イ）【事務雑費】に準ずる。

## ウ 機能強化

既設林道、既設林業専用道、既設林業専用道（規格相当）及び本事業で開設する林業専用道（規格相当）に対して機能強化を実施できるものとする。機能強化は、既設林道、既設林業専用道及び既設林業専用道（規格相当）に実施できる機能強化（単独型）並びに林業専用道（規格相当）の開設と一体的に実施できる機能強化（一体型）に区分するものとする。機能強化（単独型）及び機能強化（一体型）の国費助成額は事業費の1／2以内とし、機能強化（単独型）に係る事業費は、林野庁長官が別に定める下限及び上限事業費の範囲内とする。

機能強化の実施に係る経費は、「森林整備保全事業設計積算要領」、「森林環境保全事業標準歩掛」、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」、「森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準」、「森林整備保全事業現場技術業務委託費実施要領」、「森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準」及び「森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準」に準ずるもののほか、林野庁が別に定めるもの等によることとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費は、ア【林業専用道（規格相当）の整備】の（ア）から（ウ）までに準ずる。

## エ 関連条件整備活動費

アの（ウ）【工事雑費及び事務雑費の額】に準ずる。

## オ 航空レーザ計測

森林の現況や詳細な微地形の把握により、効率的な路網整備を推進することを目的として行う航空レーザ測量、当該測量成果又は既存の航空レーザ測量成果に基づく路網計画基礎資料（微地形図等）の作成、森林情報の解析（地形、樹種、樹高、立木本数、材積等）及びそれらに必要な路網設計支援ソフトウェアの導入等を実施することができる。路網計画基礎資料及び森林情報の解析を実施するに当たっては、令和3年度林業イノベーション推進総合対策のうちICT生産管理推進対策事業の検討を経て整備した「森林資源データ解析・管理標準仕様書」に基づく微地形図、樹種ポリゴンの整備及び樹冠高（表層高（DSM；Digital Surface Model）と標高（DEM；Digital Elevation Model）を差分したDCHM（Digital Canopy Height Model）をいう。）の整備を標準とする。航空レーザ測量の実施に係る経費については、「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領」（平成28年3月31日付け27林整計第352号林野庁長官通知）に準ずるものとする。

航空レーザ計測を実施するための定額の単価は、航空レーザ測量の実施面積に1ヘクタール当たり5千円（既存の航空レーザ測量成果を用いる部分については、1ヘクタール当たり2千2百円）を乗じた金額を上限とし、林業専用道（規格相当）整備及び森林作業道整備の合計事業費の範囲内で実施するものとする。

## ③ 再生林の低コスト化

一貫作業システム、低コスト造林又は下刈りを実施するための定額の単価は、都道府県知事が算定した標準単価及び間接費に以下の条件に応じた国費充当率を乗じて定める。ただし、国の助成額は、定額の単価上限（間接費相当分及び消費税相当分を除く。）に実施面積を乗じた金額を上限とする。

なお、上記の標準単価及び間接費、関連条件整備活動の対象経費等の取扱いについては、①【間伐材生産】に準ずる。



ア 一貫作業システム

対象経費は主伐との一貫作業による人工造林の実施に要する経費とし、標準単価は、末木枝条の集材（主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。幹部分の集材は含まない。）、地拵え、苗木運搬及び植栽に係る標準的な事業費とする。

条件	国費充 当率	定額の単価上 限
事業費が1,601万円/haより20%以上削減され、1,276千円/ha以下となった場合	2 / 3	850千円/ha
上記の達成が困難な場合	1 / 2	638千円/ha

※間接費相当額及び消費税等相当額を除いた金額で表示している。

イ 低コスト造林

対象経費は、大苗・エリートツリー等を活用した低密度植栽、ドローンによる苗木運搬を導入した造林、早生樹造林、その他知事が妥当と認めた効率化・低コスト化に資する技術を導入した人工造林の実施に要する経費とし、標準単価は、地拵え、苗木運搬及び植栽に係る標準的な事業費とする。

条件	国費充 当率	定額の単価上 限
事業費が1,097万円/haより20%以上削減され、867千円/ha以下となった場合	2 / 3	578千円/ha
上記の達成が困難な場合	1 / 2	433千円/ha

※間接費相当額及び消費税等相当額を除いた金額で表示している。

ウ 下刈り

対象経費は2 齢級以下の林分で行う下刈りに係る標準的な事業費とする。

条件	国費充 当率	定額の単価上 限
通常の5回を下回る3回までの下刈り	2 / 3	124千円/ha

※間接費相当額及び消費税等相当額を除いた金額で表示している。

エ 機械器具の整備

ア～ウの実施に必要な機械器具の整備に要する経費とし、次の機械器具の購入又は賃借料、それらの運送料等に係る経費とする。

なお、機械器具一式にかかる単価は1,000千円（消費税を含まない。）を上限とし、定額の単価はその単価にア～ウの国費充当率を乗じて定める。

ただし、国の助成額は定額単価に数量を乗じた金額を上限とする。

(ア) 苗木運搬用のドローンや架線（滑車等の附属機械器具を含む。）

(イ) 植栽に要するディブルや電動植穴機

(ウ) 下刈りに要する機械器具（刈払機を除く。）

(エ) 施行地管理用のドローン（ソフトウェア等の附属機械器具を含む。）

(オ) その他、造林の低コスト化に必要と知事が認める機械器具

条件	国費充 当率(B)	定額の単価上 限
本体事業の国費充当率が2 / 3	2 / 3	666千円/式
本体事業の国費充当率が1 / 2	1 / 2	500千円/式

※間接費相当額及び消費税等相当額を除いた金額で表示している。

オ 関連条件整備活動

ア～ウの実施に必要な関連条件整備活動に要する経費とし、以下の経費とする。

また、定額の単価は、標準単価にア～ウの国費充当率を乗じて定める。ただし、国の助成額は定額単価に数量を乗じた金額を上限とする。

(ア) 対象森林の調査及び森林所有者の同意取り付け等に要する経費  
事業実施主体が再造林に着手する上で直接必要となる技術者給等の経費とする。

(イ) 長期受委託契約や基金造成等に要する経費

次の a 又は b の経費区分及び内容については、(ア)に準ずる。

ただし、この支援は1 施行地につき1 度のみとする。

a 複数年にわたる造林の長期受委託契約の締結について、事業実施主体が森林所有者の同意を取り付けるために要する経費

b 事業実施主体を含む森林・林業関係者等が、再造林経費の拠出を目的とした基金を造成、運営するために要する経費

(ウ) 森林作業道の整備

②のイ【森林作業道の整備】に準じて標準単価を算定する。

(エ) 鳥獣害防止施設等の整備

標準単価設定通知に準じて標準単価を算定することができるものとする。

事業種目	条件	国費充当率(B)	定額の単価上限
(ア) 及び (イ)	本体事業の国費充当率が2 ／3	2 / 3	2万6千円/ha
	本体事業の国費充当率が1 ／2	1 / 2	1万9千5百円 /ha
(ウ)	本体事業の国費充当率が2 ／3	2 / 3	2千6百円/m
	本体事業の国費充当率が1 ／2	1 / 2	2千円/m
(エ)	本体事業の国費充当率が2 ／3	2 / 3	標準単価の 2/3
	本体事業の国費充当率が1 ／2	1 / 2	標準単価の 1/2

※間接費相当額及び消費税等相当額を除いた金額で表示している。

#### ④高性能林業機械等の整備

高性能林業機械等のうち林業機械【素材生産型】（以下この項目において「機械」という。）の整備のために都道府県知事が定める定額の単価は、機械を整備する事業実施主体の機械購入費について、素材生産量（事業完了の翌年度を始期とする3年間の年平均計画量。以下この項目において同じ。）1,000m<sup>3</sup>当たり200万円とし、その助成額の上限は購入価格の1/2（沖縄県においては2/3）、林業用四輪駆動ダンプトラックについては1/4（沖縄県については1/2）とする。ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）別表第一に掲げる市町村（以下この項目において「被災地域」という。）において実施する場合に限り、素材生産量1,000m<sup>3</sup>当たり300万円とし、その助成額の上限は購入価格の1/2とすることとし、原動機として、内燃機関と電動機を備えたハイブリット油圧ショベルをベースマシンとする機械を整備する場合における都道府県知事が定める定額の単価は、当該機械を整備する事業実施主体の機械購入費について、素材生産量1,000m<sup>3</sup>当たり240万円（被災地域においては360万円）とし、その助成額の上限は購入価格の1/2（沖縄県においては2/3）とする。また、同一事業実施主体が複数台機械を整備する場合は、それぞれの機械に対し適用する。

なお、経費については、2の（1）の①【木材加工流通施設整備】に準ずることとし、整備する高性能林業機械等については、関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。

#### （3）本対策における利益等排除について

本事業においては、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益分相当分が含まれることは、交付金交付の目的上ふさわしくないと考えられるため、下記に該当する場合には、利益等排除の方法に従い、適正に利益等排除するものとする。ただし、100%同一の資本に属するグループ会社及び関連会社以外の者を含む2者以上の応札の結果、当該会社が落札した場合は、利益等排除は不要とする。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いるものとする。

##### ア 事業実施主体の自社調達の場合

原価をもって交付対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

##### イ 100%同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合

取引価格をもって交付対象とする。

ただし、交付額の上限は当該調達品の製造原価とし、当該製造原価が証明できない場合は、交付対象としない。

##### ウ 事業実施主体の関連会社からの調達の場合

取引価格をもって交付対象とする。

ただし、交付額の上限は当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額とし、当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額が証明できない場合は、交付対象としない。

なお、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、関係資料等により、それが当該調達品に対する経費であることが証明されること。

#### (4) 附帯事務費

##### ア 都道府県指導等事務費

事業を推進するため、都道府県による説明会の開催、事業実施市町村・特別区及び事業実施主体に対する指導、必要な会議の開催等に要する次の経費とする。

なお、事業費の1.7%を上限として経費に充てることができることとし、国費充当率は1/2以内とする。

ただし、耐用年数が事業実施期間を越える備品を購入する経費については、(ア) 人件費

事業に直接従事する定数職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する職員を含み、本庁及び常設機関における管理又は監督の地位にある職員を除く。）及び会計年度任用職員に対する報酬、給料、職員手当等（退職手当を除く。）及びこれらの職員に係る地方公務員共済組合負担金又は社会保険料の事業主負担分とする。

##### (イ) 賃金

賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

##### (ウ) 謝金

事業を推進するために開催する会議等に出席する委員等の謝金とする。

##### (エ) 旅費

事業の指導監督等に必要な旅費とする。

##### (オ) 需用費

消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料及び修繕費とする。

##### (カ) 役務費

通信運搬費、公告料（用地買収補償交渉等補助事業の遂行上特に必要と認められる場合に限る。）、手数料、筆耕翻訳料、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車税環境性能割とする。

##### (キ) 委託料

登記事務、測量等の委託料とする。

##### (ク) 使用料及び賃借料

土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料とする。

##### (ケ) 備品購入費

事業の実施のために直接必要な貨客兼用自動車及び備品購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）とする。

##### イ 市町村指導等事務費

市町村が事業の実施についての指導、監督及び事業の推進に必要な会議の開催等を行うのに要する経費であって、その内容はア【都道府県指導等事務費】に準ずる。

なお、事業費の0.4%を上限として経費に充てることができることとし、国費充当率は1/2以内とする。

### 3 燃油・資材の森林由来資源への転換対策

#### (1) 特用林産物省エネルギー化施設等整備

##### ①特用林産物生産基盤整備

##### ア 作業道等整備

2の(1)の①のウ【土地整備費及び林業施設用地舗装工事費】に準ずる。

##### イ ほだ場等造成

特用林産物生産のための林間及びほだ場の造成並びに給排水施設等の整備に要する次の経費とする。

##### (ア) 林間ほだ場造成

地床整備費、枝打費、除伐費、保育間伐費及び支障木整理費とする。

(イ) 事業雑費

当該ほだ場の造成について実施する測量、森林調査及び事業計画の樹立に要する経費並びにほだ場の造成を実施する際に要する経費とし、その内容は、補助作業員に対する賃金、消耗品費、標識費、雑役務費及び旅費とする。

② 特用林産物生産施設

2の(1)の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。

③ 特用林産物加工流通施設

2の(1)の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。

④ 廃床等活用施設

2の(1)の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。

⑤ 特用林産物獣害対策施設

2の(1)の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。

(2) 木質バイオマスエネルギー転換促進対策

① 未利用間伐材等活用機材整備

国庫充当率は1/2以内(沖縄県については2/3以内)とし、対象となる経費は、2の(1)の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。

② 木質バイオマス供給施設整備

国庫充当率は1/2以内(沖縄県については2/3以内)とし、対象となる経費は、2の(1)の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。ただし、沖縄県を除き、木質バイオマス供給施設整備について、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた発電施設(以下「発電施設」という。)に供給することを主たる目的とする施設(以下「供給施設」という。)の国費充当率は以下ア及びイのとおりとする。

ア 発電施設が林野庁長官が別に定める要件(以下「地域活用要件」という。)の内容を満たす場合は、1/2以内。

イ 発電施設が地域活用要件の内容を満たさない取組である場合は、1/3以内。

③ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

国庫充当率は1/2以内(沖縄県については2/3以内)とし、対象となる経費は、2の(1)の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。

(3) 本対策における利益等排除について

2の(3)【本対策における利益等排除について】に準ずる。

(4) 附帯事務費

2の(4)【附帯事務費】に準ずる。

II 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策交付金事業費(花粉削減事業費)

花粉の少ない森林への転換促進対策

1 スギ材の需要拡大対策

(1) 木材加工流通施設等整備(大規模・高効率化及び低コスト化)、品目転換施設整備及び高度加工処理施設整備のうち木材加工流通施設整備

Iの2の(1)の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。

(2) 木材加工流通施設等整備(供給力強化)のうち木材加工流通施設整備

Iの2の(1)の②【木材加工流通施設等整備(供給力強化)のうち木材加工流通施設整備】に準ずる。

(3) 木材加工流通施設等整備(大規模・高効率化、低コスト化及び供給力強化)、品目転換施設整備及び高度加工処理施設整備のうちストックヤード整備

Iの2の(1)の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。

(4) 木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備・高度加工処理施設整備・ストック強化附帯事業

Iの2の(1)の④【附帯事業】に準ずる。

(5) スtock強化

Iの2の(1)の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。

## 2 スギ人工林の伐採・植替え等の加速化

(1) 路網整備・機能強化

①林業専用道（規格相当）整備

Iの2の(2)の②のア【林業専用道（規格相当）の整備】に準ずる。

②森林作業道整備

Iの2の(2)の②のイ【森林作業道の整備】に準ずる。

③機能強化

Iの2の(2)の②のウ【機能強化】に準ずる。

④関連条件整備活動費

Iの2の(2)の②のエ【関連条件整備活動費】に準ずる。

⑤航空レーザ計測

Iの2の(2)の②のオ【航空レーザ計測】に準ずる。

(2) 低コスト造林等

①一貫作業システム

Iの2の(2)の③のア【一貫作業システム】に準ずる。

②低コスト造林

Iの2の(2)の③のイ【低コスト造林】に準ずる。

③下刈り

Iの2の(2)の③のウ【下刈り】に準ずる。

④機械器具の整備

Iの2の(2)の③のエ【機械器具の整備】に準ずる。

⑤関連条件整備活動費

Iの2の(2)の③のオ【関連条件整備活動】に準ずる。

## 3 高性能林業機械等の整備

高性能林業機械等のうち林業機械【素材生産型】（以下この項目において「機械」という。）の整備のために都道府県知事が定める定額の単価は、機械を整備する事業実施主体の機械購入費について、素材生産量（事業完了の翌年度を始期とする3年間の年平均計画量。以下この項目において同じ。）1,000<sup>m</sup>当たり200万円とし、その助成額の上限は購入価格の1/2とする。

ただし、下記(1)～(3)に該当する場合の定額の単価はそれぞれ記載のとおりとする。

(1) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）別表第一に掲げる市町村（以下この項目において「被災地域」という。）において実施する場合は、素材生産量1,000m<sup>3</sup>当たり300万円とし、その助成額の上限は購入価格の1/2（沖縄県においては2/3）とする。

(2) 原木を製品の原材料として利用する事業者又は当該者と連携して素材生産に取り組む者で、素材生産量の現状値が10,000m<sup>3</sup>以上ある場合は、素材生産量1,000m<sup>3</sup>当たり300万円とし、その助成額の上限は購入価格の1/2（沖縄県においては2/3）とする。

(3) 原動機として、内燃機関と電動機を備えたハイブリット油圧ショベルをベースマシンとする機械を整備する場合における都道府県知事が定める定額の単価は、当該機械を整備する事業実施主体の機械購入費について、素材生産量1,000m<sup>3</sup>当たり240万円（被災地域においては360万円）とし、その助成額の上限は購入価格の1/2（沖縄県においては2/3）とする。

また、同一事業実施主体が複数台機械を整備する場合は、それぞれの機械に対し適用する。

なお、経費については、Iの2の(1)の①【木材加工流通施設整備】に準ずることとし、整備する高性能林業機械等については、関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。

#### 4 民間事業者による苗木増産の支援

##### コンテナ苗生産基盤施設等整備

##### ア コンテナ苗生産施設装置等及びコンテナ苗生産機械器具

国庫充当率は、事業計画期間内におけるコンテナ苗増産本数が1万本未満については4/10以内、1万本以上5万本未満については1/2以内、5万本以上については6/10以内とし、対象となる経費はIの2の(1)の①

【木材加工流通施設整備】に準ずる。

##### イ コンテナ苗生産資材

国庫充当率はアに準ずることとし、対象となる経費はコンテナ苗の生産に必要な資材の調達に関する資材購入費及び資材運搬費とする。

#### 5 本対策における利益等排除について

Iの2の(3)【本対策における利益等排除について】に準ずる。

#### 6 附帯事務費

Iの2の(4)【附帯事務費】に準ずる。

別表 3

## 指標のガイドライン

体質強化・花粉削減計画の目標を定める指標（目標指標：木材加工流通施設ごと）

区分	指標		指標の定義	
木材産業の輸出促進・体質強化対策及び花粉の少ない森林への転換促進総合対策	大規模・高効率化	必須	(新設の場合) 1日当たりの原木処理量	1日当たりの木材(原木)処理量(m <sup>3</sup> /日)
			(新設以外の場合) 1日当たりの原木処理量	1日当たりの木材(原木)処理量(m <sup>3</sup> /日)の現状値に対する目標値の増加率
			木材製品の付加価値率	生産される木材製品の出荷額の原木入荷額に対する付加価値率(%)
		花粉削減事業のみ必須	スギの占める割合	木材利用量(増加量)のうちスギの占める割合(%)
	低コスト化	必須	(新設の場合) 1人又は1時間当たりの労働生産性(物的生産性)	1人当たりの労働生産性(m <sup>3</sup> /人)又は1時間当たりの労働生産性(m <sup>3</sup> /時間)
			(新設以外の場合) 1人又は1時間当たりの労働生産性(物的生産性)	1人当たりの労働生産性(m <sup>3</sup> /人)又は1時間当たりの労働生産性(m <sup>3</sup> /時間)の現状値に対する目標値の増加率
			木材製品の付加価値率	生産される木材製品の出荷額の原木入荷額に対する付加価値率(%)
		花粉削減事業のみ必須	スギの占める割合	木材利用量のうちスギの占める割合(%)
	品目転換	必須	(新設の場合) 1人又は1時間当たりの労働生産性(付加価値生産性)	1人当たりの労働生産性(千円/人)又は1時間当たりの労働生産性(千円/時間)
			(新設以外の場合) 1人又は1時間当たりの労働生産性(付加価値生産性)	1人当たりの労働生産性(千円/人)又は1時間当たりの労働生産性(千円/時間)の現状値に対する目標値の増加率
			木材製品の付加価値率	生産される木材製品の出荷額の原木入荷額に対する付加価値率(%)
		花粉削減事業のみ必須	スギの占める割合	木材利用量のうちスギの占める割合(%)
	高度加工処理	必須	(新設の場合) 高度加工された木材製品の付加価値率	生産される木材製品の出荷額の原木入荷額に対する付加価値率(%)
			(新設以外の場合) 高度加工された木材製品の付加価値率	生産される木材製品の出荷額の原木入荷額に対する付加価値率(%)の現状値に対する目標値の増加率
		花粉削減事業のみいずれか必須	スギの占める割合	木材利用量(増加量)のうちスギの占める割合(%)
スギの占める割合			木材利用量のうちスギの占める割合(%)	
木材加工流通施設整備(供給力強化)	必須	(新設の場合) 1年間当たりの木材製品生産量	1年間当たりの木材製品生産量(m <sup>3</sup> /年)	
		(新設以外の場合) 1年間当たりの木材製品生産量	1年間当たりの木材製品生産量(m <sup>3</sup> /年)の現状値に対する目標値の増加率	
	花粉削減事業のみ必須	スギの占める割合	木材利用量(増加量)のうちスギの占める割合(%)	
花粉の少ない森林への転換促進総合対策	ストック強化	必須	当該施設の在庫可能量	原木または製品の在庫可能量(m <sup>3</sup> )
			スギの占める割合	在庫増加量のうちスギの占める割合(%)

注) 算定使用量の考え方

- ① 現状値は、直近3か年の平均値とする。ただし、実績が3か年に足りない場合は単年度でも可、また実績がない場合は、現状値を0とする。なお、既存施設においては、施設整備した際の事業計画における現状値とする。
- ② 目標値は、事業完了の翌年度から起算して3年後における値とする。ただし、既存施設においては、施設整備した際の事業計画における目標値とする。
- ③ 増加率は、増加量を現状値で除した値(増加量/現状値)とする。ただし現状値が0の場合は現状値を1とする。
- ④ 製品の低コスト化や品目転換により木材製品の競争力を強化する取組など、上記の指標を定めることが適切でないと判断される場合については、その理由を付記して適切に指標を設定すること。



都道府県年度事業計画の目標を定める指標（個別指標：事業実施主体又は都道府県ごと）

メニュー	指標		指標の定義	
				目標年度の定義
1 合板・製材・集成材国際競争力強化対策				
木材産業の輸出促進・体質強化対策				
大規模・高効率化、品目転換、低コスト化、供給力強化	取組に応じて1つを選択	木材利用（加工）量	加工施設整備における当該施設による木材の加工量（原木換算m <sup>3</sup> ）	事業完了の翌年度から起算して3年目
		木材利用（流通）量	集出荷販売施設整備における当該施設による木材の流通量（原木換算m <sup>3</sup> ）	
		木材利用（乾燥）量	乾燥施設整備における当該施設による木材の乾燥量（原木換算m <sup>3</sup> ）	
高度加工処理	必須	木材製品の生産量	整備した高度加工処理施設で生産される当該施設による木材製品の生産量（製品ベースm <sup>3</sup> ）	事業完了の翌年度から起算して3年目
原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策				
間伐材生産	必須	間伐面積	合板製材事業による間伐面積（ha）	事業完了年度
路網整備・機能強化	必須	林内路網密度	路網密度（m/ha）	事業完了年度
再造林の低コスト化	必須	人工造林面積	合板製材事業による人工造林面積（ha）	事業完了年度
高性能林業機械等の整備				
林業機械の整備【素材生産型】	必須	素材生産量	事業実施主体が体質強化・花粉削減計画に基づき実施する主伐・間伐の素材生産量（m <sup>3</sup> ）	事業完了の翌年度から起算して3年目
		素材生産性	事業実施主体が体質強化・花粉削減計画に基づき実施する主伐・間伐の素材生産性（m <sup>3</sup> /人・日）	
林業機械の整備【造林保育型】	導入機械に応じて1つを選択	地拵え又は下刈りに要するha当たりの人工数	事業実施主体が体質強化・花粉削減計画に基づき実施する地拵え又は下刈りに要するha当たりの人工数（人・日/ha）	事業完了の翌年度から起算して3年目
		苗木運搬に要する苗木1,000本当たりの人工数	事業実施主体が体質強化・花粉削減計画に基づき実施する植付けの際の苗木運搬に要する苗木1,000本当たりの人工数（人/本）	事業完了の翌年度から起算して3年目
通信環境等の整備	必須	稼働率	当該施設利用者の作業期間における施設の稼働率（%）	事業完了の翌年度から起算して3年目
研修用機械の整備	必須	利用者数	当該機械を用いた研修参加者の延べ人数（人）	事業完了の翌年度から起算して3年目
燃油・資材の森林由来資源への転換対策				
特用林産物省エネルギー化施設等整備	取組に応じて選択	対象品目の生産量（増加率）	対象品目の生産量の増加率（%）	事業完了の翌年度から起算して3年目
		対象品目の造成面積（増加率）	対象品目の造成面積の増加率（%）	
		対象品目の生産性（向上率）	対象品目の生産性の向上率（%）	
		対象品目の生産コスト（縮減率）	対象品目の生産コストの縮減率（%）	
取組に応じて選択	燃油使用量の低減（縮減率）	施設の入替えに係る燃油使用量の縮減率（%）	事業完了の翌年度から起算して3年目	
	エネルギー効率の向上（向上率）	施設の入替えに係るエネルギー効率の向上率（%）		
木質バイオマスエネルギー転換促進対策	必須	地域材利用量（増加量・増加率）	都道府県林業・木材産業構造改革プログラムの記載要領に準ずる（m <sup>3</sup> ・%）	事業完了の翌年度から起算して3年目
		木質バイオマス利用量（増加量）	都道府県林業・木材産業構造改革プログラムの記載要領に準ずる（m <sup>3</sup> ）	
	必須	木質バイオマス利用量（増加量・施設の効率性）	当該施設による木質バイオマス利用量の増加量（m <sup>3</sup> ）・増加量/総事業費（m <sup>3</sup> /千円）	

2 花粉の少ない森林への転換 促進緊急総合対策					
花粉の少ない森林への転換促進 対策					
大規模・高効率化、品目転換、低コスト化、供給力強化、ストック強化	取組に応じて1つを選択	木材利用（加工）量	加工施設整備における当該施設による木材の加工量（原木換算m <sup>3</sup> ）	事業完了の翌年度から起算して3年目	
		木材利用（流通）量	集出荷販売施設整備における当該施設による木材の流通量（原木換算m <sup>3</sup> ）		
		木材利用（乾燥）量	乾燥施設整備における当該施設による木材の乾燥量（原木換算m <sup>3</sup> ）		
路網整備・機能強化	必須	林内路網密度	路網密度（m/ha）	事業完了年度	
低コスト造林等	必須	人工造林面積	花粉転換促進事業による人工造林面積（ha）	事業完了年度	
高性能林業機械等の整備					
林業機械の整備 【素材生産型】	必須	素材生産量	事業実施主体が体質強化・花粉削減計画に基づき実施する主伐・間伐の素材生産量（m <sup>3</sup> ）	事業完了の翌年度から起算して3年目	
		素材生産性	事業実施主体が体質強化・花粉削減計画に基づき実施する主伐・間伐の素材生産性（m <sup>3</sup> /人・日）		
民間事業者による苗木増産の支援					
コンテナ苗生産基盤施設等整備	必須	コンテナ苗木生産量の増加量	当該施設整備によるコンテナ苗生産量の増加本数（本）	事業完了の翌年度から起算して3年目（育苗に3年以上を要する場合は5年目）	

注）算定使用量の考え方

- ① 現状値は、直近3か年の平均値とする。ただし、実績が3か年に足りない場合や、平均値が現状値として適切でない場合は単年度等でも可、また実績がない場合は、現状値を0とする。
- ② 間伐材生産、路網整備・機能強化及び造林においては、事業実施主体ごとではなく、事業を実施する都道府県ごとに算定する。
- ③ 民間事業者による苗木増産の支援において、指標を定めることが適切でないと判断される場合については、その理由を付記して適切に指標を設定すること。
- ④ 特用林産物省エネルギー化施設等整備のうち省エネルギー化に資する施設の入れ替え以外においては、対象品目の生産量（増加率）、造成面積（増加率）、生産性（向上率）又は生産コスト（縮減率）のうちいずれか1つを選択し、都道府県及び事業実施主体ごとに適切に指標を設定すること。
- ⑤ 特用林産物省エネルギー化施設等整備のうち省エネルギー化に資する施設の入替えにおいては、⑤のほか燃油使用量の低減（縮減率）又はエネルギー効率の向上（向上率）のいずれか1つを選択し、事業実施主体ごとに適切に指標を設定すること。
- ⑥ 木質バイオマスエネルギー転換促進対策について、地域材利用量（増加量・増加率）及び木質バイオマス利用量（増加量）は事業を実施する都道府県ごとに、木質バイオマス利用量（増加量・施設の効率性）は事業実施主体ごとに設定すること。
- ⑦ 木質バイオマス利用量は丸太換算値を用いることとする。

合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策

# 体質強化・花粉削減計画（変更）

（〇〇地区）

〇〇年〇月

〇〇県（〇〇県、〇〇県）

第1 体質強化・花粉削減計画の事業対象区域

体質強化・花粉削減計画の事業対象区域：

日EU・EPA対策実施区域：

生産基盤強化区域：

輸出促進計画区域：

スギ人工林伐採重点区域：

- ※ 体質強化・花粉削減計画の事業対象区域は、対象となる都道府県名等を記載すること。
- ※ 合板製材事業において別表1の第3の2のうち日EU・EPA対策として実施する施設整備及び第3の3の2のうち林業専用道（規格相当）整備（施設一体型）を実施する場合は、その区域（日EU・EPA対策実施区域）を記載すること（流域名または市町村名等）。
- ※ 合板製材事業において路網整備・機能強化のうち林業専用道（規格相当）整備又は森林作業道整備を実施する場合は、生産基盤強化区域（「路網整備に係る生産基盤強化区域の設定について」（平成30年2月1日付け29林整第713号林野庁長官通知））名を記載すること。
- ※ 第11の輸出促進計画を作成した場合は、対象となる都道府県名を記載すること。
- ※ 花粉削減事業において路網整備・機能強化、低コスト造林等又は高性能林業機械等の整備を実施する場合は、スギ人工林伐採重点区域（「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知））に基づき都道府県が設定するスギ人工林伐採重点区域を記載すること（市町村名等）。

第2 合板・製材・集成材等の生産に係る現状と課題

- ※ 都道府県における合板・製材・集成材等の生産における現状、望ましい姿、解決すべき課題等を記述する。

第3 施策の基本方針

- ※ 課題解決のための基本方針等を記述する。

第4 合板・製材・集成材等の競争力強化に関する考え方

- ※ 木材加工流通施設の整備及び川上による原木安定供給の取組により、どのようにして合板・製材・集成材等の競争力強化を実現するのかを記述する。

第5 日EU・EPA対策として実施する内容

例) 木材加工流通施設等整備、品目転換施設の新設  
林業専用道（規格相当）（施設一体型）の整備 等

- ※ 合板製材事業において日EU・EPA対策を実施する場合は、その内容を記載する。

第6 事業費（国費）の総額

基金活用事業費：〇〇千円

合板製材事業費：〇〇千円

令和元年度木材製品等の輸出促進対策のうち高度加工事業費：〇〇千円

- ※ 各欄には附帯事務費を含む補助金等の額（国費分）を記載する。
- ※ 事業費（国費）の総額は、計画及び実績の合計額を記載する。

第7 事業実施期間

〇〇年度～〇〇年度

第8 体質強化・花粉削減計画に参画する木材加工流通施設等の概要

事業主体名	所在地		事業種目	事業内容	事業費 (千円)	基金活用事業費 (国庫) (千円)	交付金事業費 (国庫) (千円)	施設整備 年度	目標指標							木材利用量 (千m <sup>3</sup> /年) (原木換算)		日E・U・E P・A 対策施設	高度加工 処理施設	G F P 登録	輸出に 向けた 意向	木材不足・価格高騰 への対応	木材製品の供給力 強化を図る取組	花粉削減 対策への対応	
	都道府県	市町村							現状値			目標値				前年度実績量									次年度 計画量
									数値	単位	年度	1年目	2年目	目標年度 目標値	単位	目標年度	区域内								
1																									
2																									
3																									
4																									
附帯事務費																									
計																									

- ※ 既設の工場等の場合、事業費及び交付金事業費欄は「0」と記載する。
- ※ 既存の工場等の場合、施設整備年度の欄において、年度の下段に事業名等を記載する。
- ※ 附帯事務費については、年度別及び事業主体別に行を分けて記載する。目標指標以下の欄は空欄とする。
- ※ 目標指標は、別表3中、体質強化・花粉削減計画の目標を定める指標（木材加工流通施設ごとの生産性等目標）欄から選択して記載する。目標指標を2つ設定する場合は上下2段書きとし、下段に木材製品の付加価値率の目標を記載する。  
また、事業完了の翌年度から起算して2年目までの各年度について参考目標値を記載する。
- ※ 木材利用量欄は、本表に記載する全施設のうち原木から加工を行う施設について、計画策定（変更）時点の前年度の実績を前年度実績量欄に、次年度の見込みを次年度計画量欄に記載する。
- ※ 日E・U・E P・A対策として実施する施設の場合、日E・U・E P・A対策施設欄に「○」を記載する。また、別添様式1又は2を作成し、添付する。
- ※ 要綱別表のIの2の（1）の④の高度加工処理施設整備の対象施設及び令和元年度木材製品等の輸出促進対策のうち高度加工処理施設整備交付金事業の対象施設の場合、高度加工処理施設欄に「○」を、輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）に基づく輸出事業計画に合致する施設については「◎」を記載する。また、別添様式3を作成し、添付する。
- ※ 事業実施主体がG F P登録をした施設について、G F P登録欄に「○」を記載する。
- ※ 輸出に向けた取組を行う意向がある高度加工処理施設以外の施設について、輸出に向けた意向欄に「○」を記載する。また、意向がある場合は様式1の別紙の輸出構想を作成し、添付する。
- ※ 令和3年度供給力増大施設として木材不足・価格高騰への対応に係る整備を行う施設について、木材不足・価格高騰への対応欄に「○」を記載する。また、別添様式4を作成し、添付する。
- ※ 国内に豊富な資源量を有する森林資源を活用し、国産の製品の供給力強化に係る整備を行う施設について、木材製品の供給力の強化を図る取組欄に「○」を記載する。また、別添様式5を作成し、添付する。
- ※ 花粉の少ない森林への転換促進への対応に係る整備を行う施設について、花粉削減対策への対応欄に「○」を記載する。また、別添様式9を作成し、添付する。
- ※ 合板製材事業として実施する施設の場合、木材安定取引協定等を締結した内訳が分かる資料を作成し、添付する。

第9 木材加工流通施設の水平連携等の内容

- ※ 「合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の運用について」第3の1（1）関係。

第10 再編計画の概要

- ※ 「合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の運用について」第3の1（3）関係。
- ※ 地域ごとに別添様式2を作成し、添付する。

第11 輸出促進計画の概要

- ※ 「合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の運用について」第3の1（3）関係。
- ※ 都道府県ごとに別添様式3を作成し、添付する。

第12 木材製品供給力強化計画の概要

- ※ 「合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の運用について」第3の1（3）関係。
- ※ 都道府県ごとに別添様式5を作成し、添付する。

第13 原木安定供給計画等の概要

都道府県	事業種別	事業費 (国庫)						主伐材生産目標 (万m <sup>3</sup> /年)	間伐材生産目標 (万m <sup>3</sup> /年)
			間伐	造林	路網整備	高性能林業機械等	コンテナ苗生産基盤施設等		
〇〇地区 (〇〇県、〇〇県)	基金活用事業	〇〇千円	〇〇ha 〇〇千円	—	〇〇km 〇〇千円	〇〇台 〇〇千円	—	〇〇万m <sup>3</sup>	〇〇万m <sup>3</sup>
	合板製材事業	〇〇千円	〇〇ha 〇〇千円	〇〇ha 〇〇千円	〇〇km 〇〇千円	〇〇台 〇〇千円	〇〇施設 〇〇千円		
	花粉削減事業	〇〇千円	—	〇〇ha 〇〇千円	〇〇km 〇〇千円	〇〇台 〇〇千円	〇〇施設 〇〇千円		
	森林整備事業	〇〇千円	〇〇ha 〇〇千円	〇〇ha 〇〇千円	〇〇km 〇〇千円	—	—		

- ※ 都道府県欄については、基金事業における間伐材生産・路網整備等又は交付金事業における原木の低コスト供給対策の事業エリアとなる都道府県を記載する。
- ※ 主伐材生産目標及び間伐材生産目標については、基金活用事業、合板製材事業、花粉削減事業及び森林整備事業以外の生産量も含む。
- ※ 都道府県ごとに別添様式6又は別添様式9を作成し、添付する。
- ※ 造林実施面積については、下刈りの実施面積は含めない。

第14 特用林産物省エネルギー化施設等整備計画の概要

- ※ 「合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の運用について」第3の1(5)関係。
- ※ 都道府県ごとに別添様式7を作成し、添付する。

第15 木質バイオマスエネルギー転換促進計画の概要

- ※ 都道府県ごとに別添様式8を作成し、添付する。

第16 花粉の少ない森林への転換促進計画の概要

- ※ 都道府県ごとに別添様式9を作成し、添付する。

(様式1 別紙)

### 輸 出 構 想 (〇〇県)

事業主体名	木材製品の輸出に向けた構想
	※例えば「国内外の木材製品のニーズ情報やGFPから得られるアドバイスなどをもとに、対応可能な木材製品の付加価値化にも努めつつ輸出の可能性を検討していく考え。」など、輸出に向けた構想等を各事業者や地域の実情に沿って記載ください。







輸出促進計画（〇〇県）＜高度加工処理＞

1. 輸出促進計画の対象地域

2. 輸出促進計画参画主体名

川上：  
川中：

※ 高度加工処理施設整備の対象主体及び当該主体と連携する原木安定供給計画参画事業体等を記載する。

3. 輸出促進に向け高付加価値化を図る基本的な考え方

※ 本計画において取り組む内容、それによって目指す方向性について要約的に記載する。

4. 輸出促進に向けた高度加工処理施設整備の概要

事業主体名	所在地		事業種目	事業内容	事業費 (千円)	交付金 事業費 (国庫)  (千円)	施設整備 年度	目標指標							輸出目標				公庫への情報提供についての希望の有無				
								指標	現状値			目標値				輸出先国	輸出品目	輸出目標額 (億円)					
	数値	単位							年度	1年目	2年目	目標年度 目標値	単位	目標年度	1年目			2年目		目標年度 目標値	目標年度		
1																							
2																							
3																							
4																							
計																							

※ 目標指標は、別表3中、「体質強化・花粉削減計画の目標を定める指標（木材加工流通施設ごと）」欄から選択して記載する。

※ 輸出目標に係る項目については、令和2年度補正予算以降において整備する施設について記載を必須とする。また、輸出目標の輸出目標額及び目標年度は、事業完了の翌年度から起算して3年後における値とする。

※ 目標指標の目標値欄には、事業完了の翌年度から起算して2年目までの各年度における参考目標値及び目標年度における目標値を記載する。

※ 輸出目標の輸出目標額及び目標年度は、事業完了の翌年度から起算して3年後における数値とする。また、輸出目標の輸出目標額欄には、事業完了の翌年度から起算して2年目までの各年度について参考目標値を記載する。

※ 公庫への情報提供についての希望の有無については、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律57号）第13条に則り、株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫。以下「公庫」という。）による融資等の支援措置について事業実施主体に情報提供した後、事業実施主体から申請に係る情報（事業者名、所在地、事業規模等）を公庫に提供する希望があった場合には「○」を記載すること。

＜参考＞

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律57号）

第13条 国、都道府県等、株式会社日本政策金融公庫は、農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

5. 事業実施期間

〇〇年度～〇〇年度





別添様式 6

原木安定供給計画（〇〇県）

1. 森林資源の概要

森林資源量（〇年度時点）	資源供給可能量（成長量）
万 m <sup>3</sup>	万 m <sup>3</sup> /年

2. 事業概要

事業種別		事業費(国庫)	間伐	路網整備	高性能林業機械等	造林	コンテナ苗生産基盤施設等
基金活用事業 (実績)		千円	ha 千円 うち森林作業道	林業専用道（規格相当） m 千円 森林作業道	台 千円	—	—
合板製材 事業	実績	千円	ha 千円 うち森林作業道	林業専用道（規格相当） m 千円 うち施設一体型 m 千円 森林作業道	台 千円	人工造林 ha 千円	コンテナ苗生産基盤施設等 施設 千円
			下刈り ha 千円	普通苗生産基盤施設等 施設 千円			
	計画	千円	ha 千円 うち森林作業道	林業専用道（規格相当） m 千円 うち施設一体型 m 千円 森林作業道	台 千円	人工造林 ha 千円	コンテナ苗生産基盤施設等 施設 千円
			下刈り ha 千円	普通苗生産基盤施設等 施設 千円			
基金活用事業と合 板製材事業の合計		千円	ha 千円 うち森林作業道	林業専用道（規格相当） m 千円 うち施設一体型 m 千円 森林作業道	台 千円	人工造林 ha 千円 下刈り ha 千円	コンテナ苗生産基盤施設等 施設 千円 普通苗生産基盤施設等 施設 千円

森林整備 事業	実績	千円	ha 千円	林業生産基盤整備道	-	人工造林	-
				m 千円		ha 千円	
				山村強靱化林道		一貫作業	
				m 千円		ha 千円	
	林業専用道	m 千円	下刈り	ha 千円			
	森林作業道	m 千円					
	計画	千円	ha 千円	林業生産基盤整備道	-	人工造林	-
				m 千円		ha 千円	
山村強靱化林道				一貫作業			
m 千円				ha 千円			
林業専用道	m 千円	下刈り	ha 千円				
森林作業道	m 千円						

- ※ 林業専用道（規格相当）のうち施設一体型の開設を計画する場合にあっては、当該路線が日EU・EPA対策実施区域内であり、原木供給先となる木材加工流通施設等から おおむね50kmの範囲内にあることが分かる図面を添付する。
- ※ 事業費（国庫）の欄については、関連条件整備活動及び附帯事務費を含む各工種の総額を記載する。
- ※ 基金活用事業及び合板製材事業の間伐の欄の額については、関連条件整備活動の事業費（国費）及び附帯事務費を含む額を記載する。
- ※ 基金活用事業及び合板製材事業の路網整備の欄における林業専用道（規格相当）の額については、補強、機能強化、航空レーザ計測及び関連条件整備活動の事業費（国費）及び附帯事務費を含む額を記載する。
- ※ 基金活用事業及び合板製材事業の造林の欄における人工造林の額については、関連条件整備活動の事業費（国費）及び附帯事務費を含む額を記載する。

3. 原木生産目標（基金活用事業及び合板製材事業以外の生産量も含む。）

間伐材の生産量	万 m <sup>3</sup> /年	うち認証材の生産量	万 m <sup>3</sup> /年
主伐材の生産量	万 m <sup>3</sup> /年		
計	万 m <sup>3</sup> /年		

4. 原木安定供給計画参画事業実施主体名

〇〇県森林組合連合会、〇〇森林組合、〇〇林業、〇〇森林管理署

※ 国有林と連携して主伐材の安定供給に取り組む場合にあっては、参画する森林管理署等の名称を記載する。

5. 原木供給先施設名

体質強化・花粉削減計画の対象とする木材加工流通施設：  
原木市場等：

※原木市場等には、体質強化・花粉削減計画の対象とする木材加工流通施設に供給することを目的に原木安定供給計画参画事業実施主体から供給を受ける原木市場、共販所等を記載する。

6. 苗木供給事業実施主体名

※ 原木安定供給計画参画事業実施主体に苗木を供給する事業実施主体名を記載する。

7. 原木の安定供給に向けた基本的な考え方

8. 事業実施期間

〇〇年度～〇〇年度

第1 特用林産物省エネルギー化施設等整備計画の事業対象区域

--

※ 対象となる都道府県、地区名等を記載すること。

第2 特用林産物の生産に関する現状と課題

--

※ 省エネ化や生産性の向上などコスト低減等に向けた現状、望ましい姿、解決すべき課題等を記述する。

第3 施策の基本方針

--

※ 課題解決のための基本方針等を記述する。

第4 特用林産物生産の省エネ化やコスト低減等に係る取組に関する考え方

--

※ 特用林産物省エネルギー化施設等整備により、どのように生産者の体質強化等を図るのかを記述する。

第5 原木生産目標（交付金事業以外の生産量も含む。）

--

m<sup>3</sup>/年

※ 第5～第7については、里山林の整備を実施する場合に記載する。

第6 里山林の整備の参画事業実施主体名

〇〇県森林組合連合会、〇〇森林組合、〇〇林業、〇〇（森林所有者名）
-----------------------------------



第7 里山林の整備による原木供給先施設名

--

第8 事業費の総額

交付金事業費：〇〇千円
-------------

第9 事業実施期間

〇年度～〇年度
---------

第10 計画主体ごとに定める指標（全体指標）

全体指標	現状値			目標値			備考
	数値	単位	年度	数値	単位	年度	

※ 全体指標は、別表3「都道府県年度事業計画の目標を定める指標（個別指標：事業実施主体又は都道府県ごと）」欄の特用林産物省エネルギー化施設等整備に係る都道府県ごとに定める指標を記載すること。

第11 特用林産物省エネルギー化施設等の概要

事業実施主体	所在市町村	事業種目	事業内容	事業費(千円)	交付金事業費(国庫)(千円)	施設整備年度	個別指標								備考			
							指標	現状値			目標値							
								数値	単位	年度	備考	数値	単位	年度		備考		
1																		
計																		
2																		
計																		
合計																		

※ 事業種目については、別表1の該当事業種目を、事業内容については、別表1の工種又は区分①～④まで(必要に応じて具体名を併せて記載)を記載すること。

※ 事業費欄には附帯事業費を含めて記載すること。

※ 事業実施主体ごとに計と全ての事業実施主体の計を合計に記載すること。

※ 全体指標は、別表3「都道府県年度事業計画の目標を定める指標（個別指標：事業実施主体又は都道府県ごと）」欄の特用林産物省エネルギー化施設等整備に係る都道府県ごとに定める指標を記載すること。

第1 木質バイオマスエネルギー転換促進計画の事業対象区域

※ 対象となる都道府県、地区名等を記載すること。

第2 木質バイオマスエネルギーへの転換促進に係る現状と課題

※ 都道府県における化石燃料から木質バイオマスエネルギーへの転換促進に向けた現状、望ましい姿、解決すべき課題等を記述する。

第3 施策の基本方針

※ 課題解決のための基本方針等を記述する。

第4 木質バイオマスの転換促進に係る取組に関する考え方

※ 木質バイオマスエネルギー転換促進施設の整備等により、化石燃料から地域の間伐材・林地残材等を活用した木質バイオマスエネルギーへの転換をどのように推進し、かつ地域の森林資源を持続的に活用しつつ森林所有者や林業事業体を含めた地域の収益力の強化等を図るのかを記述する。

第5 原木生産目標（交付金事業以外の生産量も含む。）

m<sup>3</sup>/年

※ 第5～第7については、里山林の整備を実施する場合に記載する。

第6 里山林の整備の実施主体名

〇〇県森林組合連合会、〇〇森林組合、〇〇林業、〇〇（森林所有者名）

第7 里山林の整備による原木供給先施設名

第8 事業費の総額

交付金事業費：〇〇千円

第9 事業実施期間

〇年度～〇年度

第10 計画主体ごとに定める指標（全体指標）

目標	全体指標	指標設定の考え方 (目標との関連性)	現状値			目標値			備考
			数値	単位	年度	数値	単位	年度	
木質バイオマスエネルギーへの転換促進									

※ 全体指標は、別表3「都道府県年度事業計画の目標を定める指標（個別指標：事業実施主体又は都道府県ごと）」欄の木質バイオマスエネルギー転換促進対策に係る都道府県ごとに定める指標とし、括弧書き内の増加量又は増加率は、備考欄に記載すること。

第11 木質バイオマスエネルギー転換促進施設の概要

事業実施主体	実施市町村	事業種目	事業内容	事業費 (千円)	交付金事業費 (国庫) (千円)	施設整備 年度	個別指標								備考	
							指標	現状値				目標値				
								数値	単位	年度	備考	数値	単位	年度		備考
1																
計																
2																
計																
合計																

※ 事業種目については、別表1の該当事業種目を、事業内容については、別表1の工種又は区分①～④を(必要に応じて具体名を併せて)記載すること。

※ 事業費欄には附帯事業費を含めて記載すること。

※ 事業実施主体ごとに計と全ての事業実施主体の計を合計に記載すること。

※ 個別指標は、別表3「都道府県年度事業計画の目標を定める指標（個別指標：事業実施主体又は都道府県ごと）」欄の木質バイオマスエネルギー転換促進対策に係る事業実施主体ごとに定める指標とし、括弧書き内の増加量又は施設の効率性は、備考欄に記載すること。また、林野庁長官が別に定める「地域内エコシステム」や「地域活用要件」の条件に該当する場合、備考欄に記載すること。

※ 施設の貸付けを行うものにあつては、貸付けを受ける又は受けることを計画している事業実施主体名を備考欄に記入する。

第1 スギ人工林伐採重点区域

※ 対象となる市町村、地区名等を記載する。また、見込みの場合はその旨を明らかにする。

第2 花粉の少ない森林への転換促進に関する現状と課題

※ スギ人工林の伐採、再造林など花粉の少ない森林への転換促進に向けた現状、望ましい姿、解決すべき課題等を記述する。

第3 施策の基本方針

※ 課題解決のための基本方針等を記述する。

第4 花粉の少ない森林への転換促進として実施する内容

※ 実施する事業メニューを記述する。

第5 事業概要

事業種別	事業費（国費）	路網整備	高性能林業機械等	造林	コンテナ苗生産基盤施設等
実績	ha 千円	林業専用道（規格相当）	台 千円	人工造林	施設 千円
		うち施設一体型		下刈り	
		m 千円		ha 千円	
計画	ha 千円	林業専用道（規格相当）	台 千円	人工造林	施設 千円
		うち施設一体型		下刈り	
		m 千円		ha 千円	

※ 事業費（国費）の欄については、関連条件整備活動及び付帯事務費を含む各工種の総額を記載する。



様式 2

番 号  
年 月 日

林野庁長官 殿  
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事

合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策  
体質強化・花粉削減計画(変更)承認申請(報告)書

合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領(平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 237 号林野庁長官通知) 第 3 第 1 項第 1 号(重要な変更の場合は、第 3 第 1 項第 3 号)の規定に基づき体質強化・花粉削減計画(変更)の承認を申請します。

※下線部は、軽微な変更の報告の場合は「第 3 第 1 項第 4 号の規定に基づき体質強化・花粉削減計画を変更したので報告」と記載。

(計画名を以下により記載する。)

計画：

(変更の場合は、以下を記載する。)

- 1 変更理由
- 2 変更の概要

(注)

1. 体質強化・花粉削減計画承認申請書を提出する場合は、様式 1 (別添様式を含む。)を添付する。
2. 体質強化・花粉削減計画変更承認申請(報告)書を提出する場合は、次のとおりとする。
  - (1) 体質強化・花粉削減計画書の様式に準じて作成した体質強化・花粉削減計画変更書を添付する。
  - (2) 体質強化・花粉削減計画変更書の事業費等については、変更前を上段に( )書き、変更後を下段に裸書きとする。

様式 3

〇〇年度 都道府県年度事業計画（変更）承認申請（報告）  
（実施結果及び個別指標の達成状況報告）書

番 号  
年 月 日

林野庁長官 殿  
（沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事

合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 237 号林野庁長官通知）第 3 第 2 項第 1 号（重要な変更の場合は、第 3 第 2 項第 3 号）（注1）の規定に基づき、承認を受けたいので（注2）、別紙により（下記のとおり）都道府県年度事業計画（の変更）（の実施結果及び個別指標の達成状況）を申請（報告）します。

※下線部（注1）は、軽微な変更の報告の場合は「第 3 第 2 項第 4 号、実施結果及び個別指標の達成状況報告の場合は「第 5 及び第 6 第 6 項」とするなど申請内容に合わせて記載。

※下線部（注2）は、実施結果及び個別指標の達成状況報告の場合は不要。

（変更の場合は、以下を記載し別紙を添付する。）

記

- 1 変更理由
- 2 変更の概要

1 体質強化・花粉削減計画地区名

〇〇地区

2 事業実施方針

3 実施の内容

事業内容	交付金事業 (〇〇年度補正)			備考
	数量	事業費(円)	国庫交付金(円)	
I 国際競争力・木材供給基盤強化対策				
1 体質強化・花粉削減計画の策定				
2 木材産業の輸出促進・体質強化対策				
木材加工流通施設等整備 (大規模・高効率化)	施設			
木材加工流通施設等整備 (低コスト化)	施設			
品目転換施設整備	施設			
高度加工処理施設整備	施設			
木材加工流通施設整備 (供給力強化)	施設			
ストックヤード整備	施設			
※附帯事務費				
3 原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策				
間伐材生産				
間伐材の生産	間伐面積 ha 間伐材生産量 m3 間伐材供給量 m3			計画量: ha
森林作業道 (関連条件整備)	m			
里山林の整備	間伐面積 ha 間伐材生産量 m3 間伐材供給量 m3			計画量: ha
森林作業道 (関連条件整備)	m			
※附帯事務費				
路網整備・機能強化				審査会設置状況: 路網密度: m/ha
林業専用道(規格相当)	計 m			
施設一体型以外	m			
施設一体型	m			関連施設名
補強	箇所			
点検診断	箇所			
森林作業道	m			
機能強化	箇所			
航空レーザ計測	面積 ha			航空レーザ測量の実施: ha 既存航空レーザ測量成果の活用: ha
※附帯事務費				
再生林の低コスト化				
人工造林	ha			
森林作業道 (関連条件整備)	m			
下刈り	ha			
※附帯事務費				
高性能林業機械等の整備				
林業機械の整備【素材生産型】	台			
※附帯事務費				
林業機械の整備【造林保育型】	台			
※附帯事務費				
通信環境等の整備	式			
※附帯事務費				
研修用機械の整備	台			
※附帯事務費				



4	燃油・資材の森林由来資源への転換対策				
	特用林産物省エネルギー化施設等整備	台、施設			
	特用林産物生産基盤整備	台、施設			
	特用林産物生産施設整備	台、施設			
	特用林産物加工流通施設整備	台、施設			
	廃床等活用施設整備	台、施設			
	特用林産物獣害対策施設整備	台、施設			
	※附帯事務費				
	木質バイオマスエネルギー転換促進対策				
	未利用間伐材等活用機材整備	施設			
	木質バイオマス供給施設整備	施設			
	木質バイオマスエネルギー利用施設整備	施設			
	※附帯事務費				
	計				
II	花粉の少ない森林への転換促進総合対策				
1	スギ材の需要拡大対策				
	木材加工流通施設等整備 (大規模・高効率化)	施設			
	木材加工流通施設等整備 (低コスト化)	施設			
	品目転換施設整備	施設			
	高度加工処理施設整備	施設			
	木材加工流通施設整備 (供給力強化)	施設			
	ストックヤード整備	施設			
	ストック強化	施設			
	※附帯事務費				
2	スギ人工林の伐採・植換え等の加速化				
	路網整備・機能強化				審査会設置状況： 路網密度： m/ha
	林業専用道(規格相当)	m			
	施設一体型以外	m			
	施設一体型	m			関連施設名
	補強	箇所			
	点検診断	箇所			
	森林作業道	m			
	機能強化	箇所			
	航空レーザ計測	面積	ha		航空レーザ測量の実施： ha 既存航空レーザ測量成果の活用： ha
	低コスト造林等				
	一貫作業システム		ha		
	森林作業道(関連条件整備)		m		
	低コスト再造林		m		
	森林作業道(関連条件整備)		ha		
	下刈り		ha		
	※附帯事務費				
3	高性能林業機械等の整備				
	高性能林業機械等の整備				
	林業機械の整備【素材生産型】	台			
	※附帯事務費				
4	民間事業者による苗木増産の支援				
	民間事業者による苗木増産の支援				
	コンテナ苗生産基盤施設等整備	施設			
	※附帯事務費				
	合計				

4 事業完了(予定)年月日

〇〇年〇〇月〇〇日

- ※ 体質強化・花粉削減計画地区名について、複数の体質強化・花粉削減計画へ参画している場合は、その全ての地区名を記載する。
  - ※ 令和元年度の木材製品等の輸出促進対策で整備した高度加工処理施設については、3の「2 木材産業の輸出促進・体質強化対策」中の高度加工処理施設整備欄へ記載する。
  - ※ 金額については、事業費及び国庫補助金（交付金）額について記載する。
  - ※ 合板製材事業の事業計画は予算年度ごとにそれぞれ作成する。
  - ※ 変更都道府県年度事業計画承認申請書を提出する場合、事業計画の数量等については、変更前を上段に（ ）書き、変更後を下段に裸書きとする。
  - ※ 間伐材の生産の間伐材生産量は搬出利用される材積を、間伐材供給量は体質強化・花粉削減計画の対象とする木材加工流通施設及び高度加工処理施設への供給量を記載する。
  - ※ 間伐材生産、再造林の低コスト化及び低コスト造林等については、事業実施結果の報告時には個別指標の目標値（都道府県年度事業計画の計画量）を備考欄に記載する。
  - ※ 路網整備・機能強化の林業専用道（規格相当）及び機能強化については、設計・技術審査会の設置状況を備考欄に記載する。
  - ※ 路網整備・機能強化の林業専用道（規格相当）（施設一体型）を計画する場合は、関連施設名を備考欄に記載する。
  - ※ 路網整備・機能強化の林業専用道（規格相当）及び森林作業道については、計画時には個別指標の目標値を、報告時には実績値を備考欄へ記載する。
  - ※ 「3 事業完了予定年月日」は予算年度ごとに記載することとし、事業内容によって事業完了予定年月日が異なる場合はそれぞれ記載する。  
また、実施報告の場合は事業完了年月日を、事業期間の変更の場合は変更前及び変更後の日付を記載する。
- (注) 計画(変更)承認申請の場合は、別記様式1を添付する。  
実施結果・達成状況報告の場合は、別記様式2、3及び4を添付する。



メニュー：花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策

メニュー②	事業実施主体	実施市町村	事業内容	数量	単位	事業費(千円)	補助金等(国費)(千円)	個別指標								備考	
								指標	現状値			目標値					
									数値	単位	年度	1年目	2年目	3年目	単位		目標年度
	計																
※附帯事務費																	
合計																	

メニュー：花粉の少ない森林への転換促進対策のうち高性能林業機械等の整備

メニュー②	事業実施主体	実施市町村	事業内容	数量	単位	事業費(千円)	補助金等(国費)(千円)	個別指標①								個別指標②					3か年平均	備考			
								指標	現状値			目標値					指標等	現状値					目標値		
									数値	単位	年度	1年目	2年目	3年目	単位	目標年度		数値	単位	年度			1年目	2年目	3年目
高性能林業機械等の整備	計																								
※附帯事務費																									
合計																									

メニュー：民間事業者による苗木増産の支援

メニュー②	事業実施主体	実施市町村	事業内容	数量	単位	事業費(千円)	補助金等(国費)(千円)	個別指標										備考						
								指標	現状値			目標値					単位		目標年度					
									数値	単位	年度	1年目	2年目	3年目	(4年目)	(5年目)								
コンテナ苗生産基盤施設等整備	計																							
※附帯事務費																								
合計																								

- (注) 1 メニュー②欄については要領別表1のメニュー②を、事業内容欄については要領別表1の事業種目、工種又は区分(必要に応じて具体名)を記載する。  
 2 個別指標欄については、要領別表3に基づき記載する。  
 3 高度加工処理施設については、個別指標①欄に個別指標の目標(現状)値、個別指標等②欄に輸出目標(現状)値(単位:億円)を記載する。  
 4 高性能林業機械等の整備について、林業機械の整備【素材生産型】をする場合は個別指標①に素材生産量、個別指標②に素材生産性を、林業機械の整備【造林保育型】をする場合は導入機械に応じて個別指標①に地拵え若しくは下刈りに要するha当たりの人工数又は苗木運搬に要する苗木1,000本当たりの人工数を、通信環境等の整備をする場合は個別指標①に稼働率を、研修用機械の整備をする場合は個別指標①に利用者数を記載する。また、林業機械の整備【素材生産型】の場合、3か年平均欄には目標値の3か年平均について、上段に素材生産量、下段に素材生産性を記載する。  
 5 実施市町村は、事業を予定している市町村名を記載する。  
 6 民間事業者による苗木増産の支援について、目標年度を5年目に設定する場合には目標値欄の4年目及び5年目欄を記載する。  
 7 事業実施主体ごとに計、事業ごとに合計を記載する。  
 8 貸付けを行う事業を実施する場合は、備考欄に利用者の名称を記載する。  
 9 国庫補助金の予算年度ごと、その合計を別葉で作成する。  
 10 高性能林業機械等の整備について、ハイブリッド型の機械を整備する場合は、備考欄に(ハイブリッド型)と記載する。  
 11 木質バイオマスエネルギー転換促進対策については、個別指標欄には別表3「都道府県年度事業計画の目標を定める指標(個別指標:事業実施主体又は都道府県ごと)」欄の木質バイオマスエネルギー転換促進対策に係る事業実施主体ごとに定める指標を記載し、当該指標の括弧書き内の増加量・施設の効率性は、備考欄に記載すること。また、林野庁長官が別に定める「地域内エコシステム」や「地域活用要件」の条件に該当する場合、備考欄に記載すること。  
 12 花粉の少ない森林への転換促進対策における高性能林業機械等の整備については、備考欄に主な事業地である市町村名を記載する。  
 ※ 行については、適宜加除する。

〇〇年度 事業実施内容  
(都道府県)

【 年度補正 号】

メニュー	事業種目	事業 主 実 施 体	実 施 市 町 村	事業内容	事業費 (千円)	補助金等(国費)		備 考		
						交付金事業費 (千円)				
1. 体質強化・花粉削減 計画の策定		計								
※附帯事務費										
合 計										
2. 原木の生産基盤整備・ 低コスト安定供給対策										
(1) 間伐材生産	間伐材生産			間伐材の生産	ha					
				関連条件整備活動 (対象森林の調査等)	ha					
				関連条件整備活動 (森林作業道の整備)	m					
				関連条件整備活動 (鳥獣害防止施設)	m					
				関連条件整備活動 (〇〇具体名)	〇					
		小計				里山林の整備	ha			
						関連条件整備活動 (対象森林の調査等)	ha			
						関連条件整備活動 (森林作業道の整備)	m			
						関連条件整備活動 (鳥獣害防止施設)	m			
						関連条件整備活動 (〇〇具体名)	〇			
計				間伐材の生産	ha					
				里山林の整備	ha					
				関連条件整備活動 (対象森林の調査等)	ha					
				関連条件整備活動 (森林作業道の整備)	m					
				関連条件整備活動 (鳥獣害防止施設)	m					
※附帯事務費										
合 計										
(2) 路網整備・機能強化				林業専用道(規格相当)施設一体型以外	m					
				うち、A区分	m					
				うち、B区分	m					
				うち、C区分	m					
				林業専用道(規格相当)施設一体型	m					
		小計				うち、A区分	m			
						うち、B区分	m			
						うち、C区分	m			
						林業専用道(規格相当)施設一体型	m			
						うち、A区分	m			
計				うち、B区分	m					
				うち、C区分	m					
				森林作業道	m					
				機能強化(単独型)	箇所					
				機能強化(一体型)	箇所					
航空レーザ計測	ha									
※附帯事務費										
合 計										
(3) 再造林の低コスト化	再造林の低コスト化			一貫作業システム	ha					
				低コスト造林	ha					
				下刈り	ha					
				機械器具の整備(〇〇具体名)	〇					
				関連条件整備活動(対象森林の調査等)	ha					
		小計				関連条件整備活動(森林作業道の整備)	m			
						関連条件整備活動(鳥獣害防止施設)	m			
						関連条件整備活動(〇〇具体名)	〇			
						一貫作業システム	ha			
						低コスト造林	ha			
計				下刈り	ha					
				機械器具の整備(〇〇具体名)	〇					
				関連条件整備活動(対象森林の調査等)	ha					
				関連条件整備活動(森林作業道の整備)	m					
				関連条件整備活動(鳥獣害防止施設)	m					
※附帯事務費										
合 計										

3. 花粉の少ない森林への 転換促進対策								
(1) 路網整備・機能強化				林業専用道（規格相当）施設一体型以外	m			
				うち、A区分	m			
				うち、B区分	m			
				うち、C区分	m			
				林業専用道（規格相当）施設一体型	m			
				うち、A区分	m			
				うち、B区分	m			
				うち、C区分	m			
				森林作業道	m			
				機能強化（単独型）	箇所			
				機能強化（一体型）	箇所			
				航空レーザ計測	ha			
		小計		林業専用道（規格相当）施設一体型以外	m			
				うち、A区分	m			
				うち、B区分	m			
				うち、C区分	m			
				林業専用道（規格相当）施設一体型	m			
				うち、A区分	m			
				うち、B区分	m			
				うち、C区分	m			
				森林作業道	m			
				機能強化（単独型）	箇所			
				機能強化（一体型）	箇所			
				航空レーザ計測	ha			
		計						
※附帯事務費								
合計								
(2) 低コスト造林等	再造林の低コスト化			一貫作業システム	ha			
				低コスト造林	ha			
				下刈り	ha			
				機械器具の整備（〇〇具体名）	ha			
				関連条件整備活動（森林作業道の整備）	〇			
				関連条件整備活動（鳥獣害防止施設）	m			
				関連条件整備活動（〇〇具体名）	〇			
		小計		一貫作業システム	ha			
				低コスト造林	ha			
				下刈り	ha			
				機械器具の整備（〇〇具体名）	ha			
				関連条件整備活動（森林作業道の整備）	〇			
				関連条件整備活動（鳥獣害防止施設）	m			
				関連条件整備活動（〇〇具体名）	〇			
		計						
※附帯事務費								
合計								
総計								

- 事業実施主体ごとに計、メニューごとに合計及び全ての計を総計に記載する。
  - 実施市町村は、事業を実施した市町村名を記載する。
  - 事業種目については、要領別表1のメニュー②を記載する。  
また、間伐材生産、再造林の低コスト化、低コスト造林等又は路網整備・機能強化の事業内容については、要領別表1の事業種目及び数量を記載し、さらに関連条件整備活動の場合はこれに加えて工種又は区分も括弧書きで並記し、それぞれの事業量及び金額の計を小計欄に記載する（ただし、関連条件整備活動のうち対象森林の調査及び森林所有者の同意取り付けについては、関連条件整備活動（対象森林の調査等）にまとめて記載する）。なお、関連条件整備活動で実施していない工種は記載する必要はない。
  - 国庫交付金の予算年度ごと、その合計を別業で作成する。
- ※ 行については、適宜加除する。



様式 4

体質強化・花粉削減計画に掲げたの目標指標の達成状況報告

番 号  
年 月 日

林野庁長官 殿  
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事

合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 237 号林野庁長官通知）第 6 第 1 項の規定に基づき、下記の体質強化・花粉削減計画に掲げた目標指標の達成状況について報告します。

記

(計画名を以下により記載する)

計画：

※ 体質強化・花粉削減計画に掲げた目標指標の達成状況報告には、別紙を添付する。



別紙

1 体質強化・花粉削減計画の名称

--

2 実績及び達成率

施設名	現状値			目標値			目標年度の報告		備考
	数値	単位	年度	数値	単位	年度	実績	達成状況	

注) 1 施設ごとに記載する。

2 達成状況は、目標年度の実績／目標値とする。

3 目標指標を2つ設定している場合は2段に分けて記載する。

4 実績については、その調査方法と調査年月日を備考欄に記載する。(別様可)

5 上記によるほか、実施要領別表3及び合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の運用について(平成28年1月20日付け27林整計第238号林野庁長官通知)を踏まえて記載する。

6 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領第6第3項の規定に基づく報告の場合は、「現状値」を「目標値」に、「目標値」を「実績値」に、それぞれ読み替えるものとする。

3 総合評価

(1) 現状の分析とその評価

--

(2) 今後の課題とその解決策

--

様式 5

## 改善措置実施報告書

番 号  
年 月 日

林野庁長官 殿  
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事

合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領第 6 第 2 項の規定に基づき、改善措置を講じたので報告します。

### 記

#### 1. 基本的事項

- (1) 目標
- (2) 事業実施箇所
- (3) 事業実施主体
- (4) 個別指標の達成状況

#### 2. 改善措置の内容 (要因分析・今後の改善策等を記載)

#### 3. 改善措置の実施時期

#### 4. 添付書類

- (1) 事業実施主体による改善計画
- (2) 中小企業診断士等による経営診断

様式 6

〇〇年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金  
交付決定前着手届

番 号  
年 月 日

林野庁長官 殿  
(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事

合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領第 8 の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり交付決定を受ける前に事業に着手したいので届け出ます。

記

1. メニュー名
2. 事業費
3. 事業実施主体
4. 着手予定年月日
5. 交付決定前の着手を必要とする理由

(別記条件)

1. 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合であっても、当該損失は事業実施主体が負担する。
2. 交付決定を受けた交付金額が交付申請額または交付申請予定額に達しない場合においても、そのことをもって異議を申し立てない。
3. 当該施策については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては事業実施計画の変更は行わない。